附録

全4回会議資料

目次

第1回	ı																				
1. 浊	_ 也田市公益	益活動 促	進村	食計	委	員:	会	4	委	員名	ろ 簿	至•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2. 治	也田市公益	益活動 促	進村	食計	委	員:	会	の :	会	義0	ワク	、開	に	関	す	る					
	要領(案)	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	2
3-1	. 池田市	公益活動	動促	進	に厚	[1]	トる	54	`後	$\frac{1}{2}$	在	りっ	方	(孝	至)		•	•		•	6
3-2	. 池田市	公益活動	助促	進	こ月	目す	トる	分条	き仮	」及	U.	公社	益清	壬重	力化	已近	重に	_			
	関する	今後の在	: ŋ -	方	(案)	図	•	•	•			•	•	•		•	•		•	26
4. 7	スケジュー				•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
笠の同	. 1																				
第2回		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	- 1四																		00
	公益活動る			• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	公益活動の			• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	中間支援網				•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•		33
	公益活動因		- • •							•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•		35
	アンターが				-								•	•	•	•	•	•	•	•	37
6. 淮	也田市立公	公益活動	J促i	進セ	ン	タ	<u> </u>	指;	定	管理	里と	: 中	間	支	援	0)	関	係	•	•	39
7. 亲	新センタ-	ーにおけ	つる「	間中	支	援	(7)	検	計	課是	夏に	(2)) \ \	て	•	•	•	•	•	•	41
第3回	ī																				
1. 4	- 今後の協信	動推進に	つし	ハて	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
2. 擦	協働推進国	団体につ) } }	·)	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
3. 協	協働事業技	是案と地	域分	分権	制	度	の;	対.	比	表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
第4回	ī																				
	〓 答申 (案)	骨子•	•		•								•	•			•				48
	, , ,,,,,,	骨子	図角	轺•				•					•	•			•	•			68
_	1 日市公 <u>2</u> 1 日市公 <u>2</u>			• •	1t	ス	冬	伽		比車	☆≢	÷ •			•		•			•	70
	予後の協信			-				ГЛ	•	· — +	人						•				72
				-				_	_	_		_	-				_			-	
5. <i>=</i>	今後の助用	又金の /	Ц -	一プ	T	_	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74

第1回会議資料

議事

- (1)池田市公益活動促進検討委員会の公開に関する要領(案)について
- (2)池田市公益活動促進施策の検証及び今後の方向性について
- (3)池田市公益活動促進検討委員会のスケジュールについて

池田市公益活動促進検討委員会 委員名簿

F	氏名	所属	備考	
あずま	ともこ 朋子	西宮市市民交流センター	有識者	
東 	朋子	センター長	19 吨1	
いたに	まもる	市民代表	市民	
井谷	守	元池田市図書館協議会 委員	11177	
おぎの	あきひさ	(株)池田泉州銀行	事業者	
荻野	彰久	池田エリア長兼池田営業部長	ず禾1	
かわた	りょう た 涼太	(福)池田市社会福祉協議会	公益活動団体	
河田 涼太		ボランティアセンター担当	乙無伯數四件	
はつたに	いさむ	大阪商業大学大学院	有識者	
初谷 	勇	地域政策学研究科教授	7月 1000 7日	

(五十音順・敬称略)

任 期:令和2年9月10日から令和4年9月9日

根拠条文:池田市公益活動促進に関する条例 第9条

池田市公益活動促進に関する条例施行規則 第2~6条

池田市公益活動促進検討委員会の会議の公開に関する要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、池田市公益活動促進に関する条例(平成13年池田市条例第14号)第9条の規定に基づく池田市公益活動促進検討委員会(以下「検討委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号)第7条の規定に該当する情報に関し検討するときは、会議の全部又は一部を非公開とする。

(会議の公開の方法等)

- 第3条 会議の公開は、傍聴によるものとする。
- 2 検討委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、会議を円滑に運営する ために会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

- 第4条 会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとする。ただし、 委員長が必要と認めるときはこの限りでない。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は学校等に在籍する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、検討内容等に利害関係を有する者 (傍聴の定員等)
- 第5条 会議の傍聴の定員は、5名以上で委員長が検討委員会に諮って定める。
- 2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前に行うものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が第1項に規定する定員を超えるときは、先着順

とする。ただし、検討委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴要領の周知等)

- 第6条 検討委員会の事務局は、会議の傍聴要領を作成し、これを会場に掲示する等の方法により傍聴人への周知を図らなければならない。
- 2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。
- 3 検討委員会の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を配布するものとする。

(会議開催の公表)

- 第7条 会議の開催は、事前に公表するものとする。
- 2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した「会議開催のお知らせ」を、広 報誌への掲載、行政情報コーナーでの掲示等により行うものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 議題
 - (3) 会議の開催日時及び場所
 - (4) 傍聴者の定員
 - (5) 傍聴手続
 - (6) 問合せ先

(会議録の閲覧)

第8条 公開した会議の議事録は、検討委員会の事務局が作成し、会議資料とともに、行政情報コーナー等により閲覧に供するものとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、市長公室コミュニティ推進課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要領は、令和2年9月10日から実施する。

傍聴要領

1 傍聴手続

会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前から行います。会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、関係の職員に住所、氏名を申し出て、検討委員会の委員長の許可を得た上で、職員の指示に従い、会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 公然と意見を表現し、又は言論に対して拍手等の方法により可否を表明する等会議を妨害しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) ラジオ、拡声器、携帯電話、録音機、写真機及び双眼鏡の類を使用しないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が上記の事項に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。

池田市公益活動促進に関する 今後の在り方(案)

目次

項目	ページ
1. 池田市の概要	
1-1 池田市の概要	2
1-2 池田市の人口	3
2. 池田市公益活動促進の経緯	
2-1 池田市公益活動促進に関する条例設置背景	4
2-2 公益活動促進のこれまでの取り組み	4
3. 池田市公益活動促進に関する条例	
3-1 目的、定義	5
3-2 基本理念	5
3-3 基本的施策	5
4. 公益活動促進施策の現状と課題	
4-1 施策全体	7
4-2 公益活動登録団体	8
4-3 協働事業提案制度	8
4-4 池田市公益活動促進協議会	9
4-5 池田市公益活動促進センター	9
4-6 池田市公益活動促進基金	1 0
4-7 公益活動助成金	1 1
4-8 公益活動補助金	1 1
4-9 公益活動事務委託	1 2
5. 今後の在り方(案)	
5-1 今後の全体像	1 3
5-2 施策の改善点	1 4
6. 近隣市事例	
6-1 豊中市	1 6
6-2 箕面市	1 7
6-3 吹田市	1 8
6-4 近隣市比較表(助成金・登録団体・センター管理)	1 9

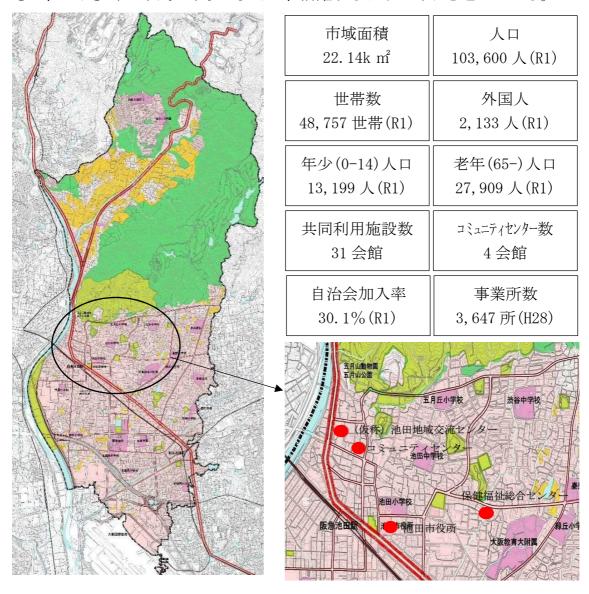
1-1. 池田市の概要

本市は、古くから西国街道や能勢街道、余野街道などが通る交通の要衝として 栄えた。江戸時代には、呉春をはじめ、文化人や知識人の来住で池田文化がさら に広がる。

近年は、鉄道による都心へのアクセスに恵まれ、大阪国際空港や高速道路などの交通インフラが発達し、交通利便性の高い文教・住宅都市として発展してきた。また五月山や猪名川に囲まれた自然豊かな地域でもある。

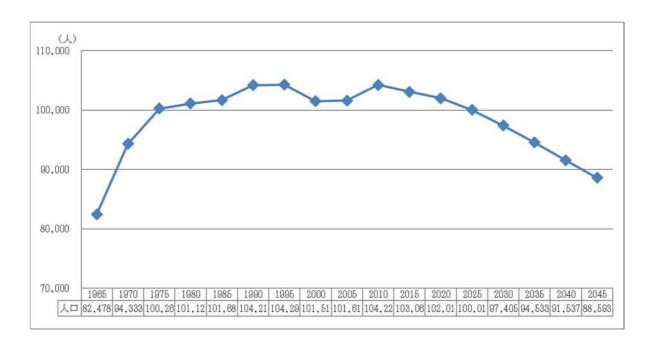
市域のうち、五月山以南は、ほとんど市街化されており、農地は北部の細河地 区だけになりつつある。

今後、少子高齢化に伴う人口減少時代を迎えるなか、積極的にAIを始めとする革新的な技術の導入を検討し、SDGsの達成に向けた取り組みを進めるとともに、より多くの市民が市政に参加し、活躍するまちづくりを進めている。

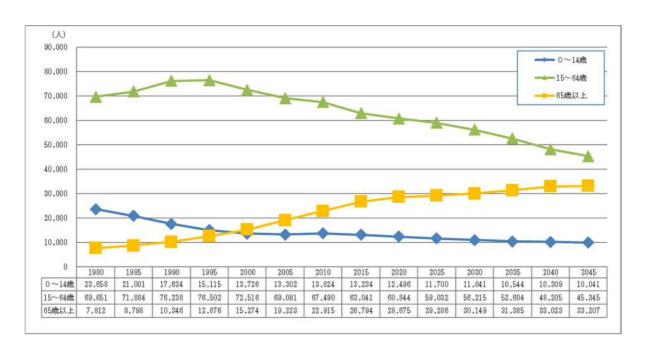


1-2. 池田市の人口

○総人口の推移と将来推計



○年齢3区分別人口の推移と将来推計



※池田市まち・ひと・しごと人口ビジョン(令和2年2月改訂)より抜粋

《2. 池田市公益活動促進の経緯》

2-1. 池田市公益活動促進に関する条例設置背景

本市における公益活動の促進は、2001(平成13)年4月に施行された 「池田市公益活動促進に関する条例」が定める基本理念、施策に則り実施されて きた。

本条例が制定された背景には、阪神淡路大震災を契機にボランティア活動が発展していく中で1998(平成10)年に特定非営利活動促進法(通称NPO法)が成立し、全国的に地方自治体が各自の特色を反映した独自のボランティア条例化に向けて活発化してきた動きがある。

このような動きの中、本市においても第5次池田市総合計画「ふれあいラブ池田(1999(平成11)年)」の中で、「個性を生かしたみりょくあるまちづくり」の一環としてボランティア活動の促進が謳われた。

公益活動の高まりがある中、1999(平成11)年にボランティア推進室長を公募し、その室長の下で「ボランティア市民会議」を立ち上げ、2000(平成12)年に当該市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」が提出され、それを基に本条例が制定された。

2-2. 公益活動促進のこれまでの取り組み

2001 (平成13) 年4月の池田市公益活動促進に関する条例施行後、同年5月には、「池田市公益活動促進協議会」が発足し、公益活動団体の登録制度も開始した。同年7月に「池田市立公益活動促進センター」が開所、2002 (平成14) 年1月に「池田市公益活動促進基金」の運用が開始し、2004 (平成16) 年度に同センターの指定管理が始まった。さらに、市民と行政との協働の取り組みを推進するため、2007 (平成19) 年10月に協働事業提案制度が創設した。2009 (平成21) 年度に「池田市立公益活動促進センター」が現在の所在地に移転し、以後同じ制度設計の中で公益活動の促進が図られてきた。2022 (令和4) 年度、「池田市立公益活動促進センター」は、現共同利用施設池田会館の跡地に建築される (仮称) 池田地域交流センターに移転する予定。

《3. 池田市公益活動促進に関する条例》

3-1. 目的、定義

本条例の目的は、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することである。

本市における「公益活動」の定義は、条例上で規定されている。「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものである。また、「公益活動団体」とは、公益活動を継続的に行う法人その他の団体とする。

3-2. 基本理念

このような定義の中で定める基本理念は、市が公益活動を支援するときは、活動の自主性、主体性を尊重し、支援の内容及び手続きは、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならないとし、市と公益活動団体が協働する場合は、相互に尊重し対等の関係で、協力・協調するものである。

3-3. 基本的施策

●公益活動団体登録制度

公益活動団体から申請があり、登録基準を満たしている場合は、登録団体として市長が登録する。登録すると、共同利用施設の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案が可能となる。毎年、事業報告書の提出が必要。

●協働事業提案制度

市が実施している事業(又、今後実施し得る事業)のうち、市と協働できる事業を登録団体は市長に提案できる。審査の後、提案した登録団体と協働する必要があると認められれば、予算上(又、その他)の措置を講ずる。

●池田市公益活動促進協議会

公益活動の独立性と柔軟性を損なわないために、市と公益活動団体をつなぐ、 中立で自律性の高い中間支援組織として条例で設置。

公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者 へ助言、人材の育成及び普及啓発などが業務として条例に規定されている。

公益活動団体の登録、助成金の交付について意見具申を行う。

池田市立公益活動促進センターの指定管理者であり、公益活動団体事務委託事

業者である。又、コミュニティセンターの受付業務を「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」より委託されている。

●池田市立公益活動促進センター

池田市立コミュニティセンター(栄本町9-1)に併設して設置されている。 指定管理者を公募により決定している。指定管理者は、池田市立公益活動促進センターの使用の許可、又池田市立公益活動促進センターの管理に関する業務を行う。

現指定管理者は、池田市公益活動促進協議会で、指定管理期間は、2019 (令和元)年度から2023(令和5)年度の5年間である。(2004(平成16)年度より同協議会が4回連続で指定管理)

●池田市公益活動促進基金

基金への積立ては、市民から市及び指定団体(池田市公益活動促進協議会、池田市社会福祉協議会)に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を一般財源から行うほか、当該年度の市への寄付金及び基金利子を積み立てる。池田市公益活動促進事業補助金及び池田市公益活動助成金の財源となっている。

●池田市公益活動助成金

登録団体及び指定団体から申請があれば書類審査の後、交付する。助成金の額は、助成対象活動に要する経費の2分の1以内の額とし、限度額は20万円。

設立5年以内の登録団体は、助成対象額の5分の4以内とし、限度額は20万円。活動終了後、実績報告の提出が必要。

●池田市公益活動促進事業補助金

池田市公益活動促進協議会が実施する事業に対して交付する。補助対象事業は、(1) NPO人材養成講座(2) 団体設立・法人化・運営個別相談(3) その他市長が必要と認める事業となる。

補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

●公益活動団体事務委託

公益活動団体の登録受付、登録団体の変更・報告受付、助成金の申請受付を委託している。委託先は、特命により池田市公益活動促進協議会。

特命理由は、条例設置の中間支援組織で公益活動団体の登録・助成金の交付に 関し意見具申を行っており、一連の事務手続きを円滑・確実に実施できる団体で あるため。

《4. 公益活動促進施策の現状と課題》

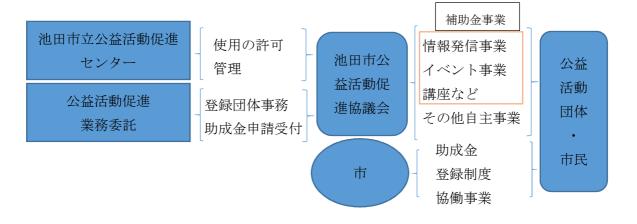
4-1. 施策全体

2020(令和2)年5月に登録団体に向けて実施したアンケートでは、団体の課題として、人材不足・会員不足・資金不足・活動の場の不足が余り差異なく選ばれた。原因として公益活動団体と地域との交流・マッチングの欠如により、地域からの活動の場の提供や人材・会費の確保が乏しくなったと考えられる。

行政との連携においては、公益活動団体とその担当部署の関係があまり無く、 団体は自身の活動がどの部署が担当か把握しておらず、担当部署は、どのような 公益活動団体があるか掴めていないことが多い。

条例制定時の公益活動の意義が、市民の価値観・ニーズが多様化していき、行政だけでは対応できなくなる中、公益活動団体が市と協働して、まちづくりを行うことであったが、現在の公益活動の意義と合致しているか検討が必要。

【施策イメージ図】



4-2. 公益活動団体登録制度

公益活動登録団体数は、2019(令和元)年度末時点で80団体となっている。制度開始当初の2001(平成13)年度末が13団体なので6倍強増えているが、この数年の登録団体数は横ばいとなっている。

登録団体の登録基準(別紙参照)が曖昧であり、共益的な活動が主であると思われる団体も登録されている。

【別紙参照:登録団体一覧】

【登録団体等】

	H13年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30年度末	R1 年度末
登録団体	1 3	8 1	8 0	8 0	8 0
NPO法人	_	3 5	3 8	3 9	3 9
届出団体	4 2	1 6 1	169	183	1 2 9
延べ数	5 5	277	287	3 0 2	2 4 8

※届出団体…池田市公益活動促進協議会が実施する制度。

公益活動促進センター内の会議室や備品の使用が可能となる。

※NPO法人の一部は、登録団体として登録されている。

4-3. 協働事業提案制度

2007(平成19)年10月から当該制度が開始されたが、下記協働実績のとおり、提案事業実施数が少ない状況である。

公益活動登録団体が任意団体であることが多く、市としても提案を受け入れるハードルが高い。

【協働実績】

団体名	協働事業
NPO法人	指定管理者制度により、水月児童文化センターの管理
北摂こども文化協会	運営を実施。
NPO法人	ひきこもり等青少年の課題に対する支援事業を実施。
トイボックス	
声の図書	広報いけだを音声化し、市に提供。

4-4. 池田市公益活動促進協議会

会員は、正会員72名、賛助会員0名、団体賛助会員4名、準会員6名の計8 2名となっている。

市から、池田市立公益活動促進センター及び池田市立男女共生サロンの指定管理、公益活動団体事務及び助成金申請関係の委託を受けている。

市の補助事業として、情報誌の発行やメールマガジン及びSNSでの情報発信、イベントや講座の開催を実施している。

池田市公益活動促進協議会は、中間支援組織として条例設置しているが、市の 附属機関ではなく、外部団体である。時代に即した制度に見直す上で、引き続 き、外部団体の設置、その団体の組織や業務を条例で定めておくべきか考える必 要がある。

自主事業として、各種相談・支援事業の他、ロッカー貸借事業、事務代行事業、団体支援サービス(備品レンタル等)の提供、市民活動団体と協力して行う 団体連係支援事業、各種ネットワークへの参加を行っている。

4-5. 池田市立公益活動促進センター

池田市立公益活動促進センターの指定管理料は、2014(平成26)年度・2015(平成27)年度と7,806千円だったが、2016(平成28)年度に3,700千円増加、2017(平成29)年度に1,300千円増加している。増加理由としては、新規・改善事業の実施・体制強化に伴う執務環境整備・協議会イメージ変革のための費用である。

公益活動団体に向けた支援が主であるため、地域の自治会などとの接点が余りなく、公益活動団体と地域の自治組織との交流が少ない。

令和4年度に、(仮称)池田地域交流センターに移転する予定。移転により新た に指定管理者の選定を行う予定。

【指定管理料の推移】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
指定管理料 (千円)	11,506	12,806	12,806	12,800
利用件数(件)	1, 093	1, 353	1, 256	1, 474
利用者数(件)	5, 840	6, 907	6, 346	7, 557

4-6. 池田市公益活動促進基金

○マッチング・ギフト方式

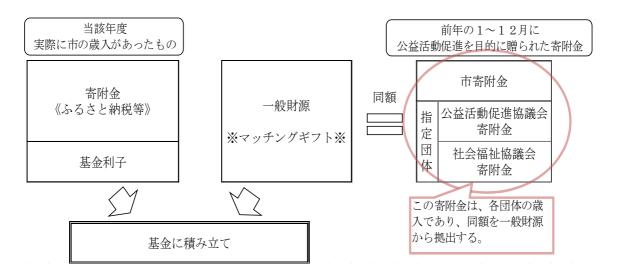
前年の内に市及び指定団体(池田市社会福祉協議会・池田市公益活動促進協議会)に対して公益活動促進を目的に贈られた寄付金と同額を市の一般財源から積み立てる。

2002 (平成14) 年1月より池田市公益活動促進基金の積立を開始しており、当初の残高は10,811,376円であった。そこから増え続け、2008 (平成20) 年度には、17,542,970円まで増加した。2009 (平成21)年度からは、池田市公益活動促進事業補助金の交付開始による取崩額の増加により、残高は減少しており、2013 (平成25)年度以降は、3,000千円を前後することが多くなっている。

【積立金の推移】(単位:千円) ※四捨五入により記載

積立	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
マッチング	1, 890	2, 267	2, 272	1, 126
基金利子	3	9	5	2
寄付金 (つながる募金)	286	1 5 7	2 0	8
寄付金 (ふるさと納税)	1, 115	1, 122	5 4 4	1, 121
積立金合計	3, 294	3, 555	2, 841	2 2 5 7
取崩	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
補助金	700	1, 400	2, 366	7 0 0
助成金	1, 293	1, 721	1, 756	8 2 1
取崩金合計	1, 993	3, 121	4, 122	1, 521
基金残高	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
	4, 090	4, 524	3, 243	3, 979

○図解



4-7. 池田市公益活動助成金

助成金の申請団体数は、この四年間で微減となっている。助成予算額については、基金の残高状況により決定している。

配分方法や審査結果の反映の仕方を考える必要がある。現在は、申請額を基に 半額を定額配分、残額を審査結果が反映した傾斜配分としているが、審査内容に かかわらず申請額が大きい団体に助成金が多く交付される仕組みとなっている。

【助成金の推移】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
助成額 (千円)	1, 293	1, 721	1, 756	8 2 1
申請団体数 (件)	2 1	2 1	1 9	1 9
交付団体数	2 1	2 1	1 9	1 7

4-8. 公益活動事業補助金

2009(平成21)年度から補助金の交付が開始し、2018(平成30)年度には、委託業務であったボランティア広報誌の発行を補助金事業(機関紙の発行)に移行した(966千円)。2009(平成21)年度以前は、ボランティア広報誌の発行業務以外も池田市公益活動促進協議会との委託業務として実施している。

補助金額については、事業内容及び原資である基金の残高を鑑みて決定する。事業内容は、下記のとおり。

H28年度	1. NPO人材養成講座、2. 団体支援事業、3. 団体連係支援事
日20千度	業
H29年度	1. ボランティア祭、2. 団体支援事業、3. いけだ市民大学、
1129年度	4. いけだNPOサロン、5. NPO施行20周年講演会
H30年度	1. 情報発信事業、2. トアエル文化祭、3. トアエルマーケッ
日30年度	ト、4. 団体連係支援事業、5. トアエルカレッジ
R 1年度	1. 情報発信事業、2. トアエル文化祭、3. トアエルカレッジ

【補助金の推移】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
補助金額 (千円)	7 0 0	1, 400	2, 366	1, 600

4-9. 公益活動団体事務委託

直近4年間の委託契約金額は、令和元年度の消費税増額分を除いて同額となっている。団体登録事項変更事務については、年度により増減があるが、他の事務については、大きく数字が変動することはなかった。

【事務委託の推移】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
委託契約金額(千円)	1, 277	1, 277	1, 277	1, 289
団体登録事務(件)	2	5	4	5
助成金申請事務 (件)	2 1	1 9	2 0	2 3
団体登録事項変更事務(件)	1 9	8	2 0	2 0
団体活動内容報告事務(件)	7 1	6 8	7 0	7 3

《5. 今後の在り方(案)》

5-1. 今後の全体像

今後の本市公益活動促進施策は、公益活動団体への支援だけでなく、公益活動団体と地域を繋げ、地域が人材や場の提供が行える仕組みづくりが必要である。

公益活動団体が活動できる場所、又新陳代謝のための新たな人材を地域が提供する一方、公益活動団体はその公益性・特化性を活かし、地域団体(自治会など)だけでは賄えない役割を担い、その地域の助けとなる。

家族形態・ライフスタイルの多様化により、高齢者の単身世帯の増加・子育て世帯の孤立化・老々介護など問題も多様化しており、「自助」「公助」に加えて、多世代による「共助」の推進が必要な状況であり、今後の公益活動に求められるものである。

上記のように公益活動団体と地域が繋がるためには両者のマッチングと支援が 必要であり、それが出来る拠点施設と中間支援団体でなければならない。

また、池田市立公益活動促進センターの指定管理者は公募であり、現在は池田市公益活動促進協議会が受託しているが、今後、違う団体が受託すると、指定管理業務と池田市公益活動促進協議会が行う団体登録事務等及び補助事業とが別々の団体になってしまい、円滑な業務執行に課題、意思決定が複雑化する可能性があるため、中間支援業務の見直しが必要となる。

さらに、市担当部局と公益活動団体が連係を強化することで、より公益的な活動の場の提供を行い、公助では足りない部分を補ってもらう。

市及び中間支援団体が公益活動団体・地域への支援を行い、池田市立公益活動促進センターが公益活動団体と地域が出会える場とすることが「共助」の推進となり、それが活力ある豊かなコミュニティづくりとなる。

5-2. 施策の改善点

●中間支援

現在、本市の中間支援業務は、条例上で規定されている池田市公益活動促進協議会が行っているが、今後は、中間支援業務と指定管理業務を一括させ、公募により決定された指定管理者が中間支援組織となり、新設される(仮称)池田地域交流センターを拠点に支援を実施していく。

①指定管理業務の見直し

池田市公益活動促進協議会と特命による契約をしていた公益活動団体事務委託 及び池田市公益活動促進事業補助金を、新たな池田市立公益活動促進センターの事 業に組み込むことで、指定管理者がこの業務を負う。

また、池田市社会福祉協議会などのその他の中間支援組織と連携し、活動を行う 団体及び個人の目的に沿った支援が出来るような体制を整える。企業及び大学との 連携を強化し、産官学が一体となって公益活動を促進する。

これらの業務を実施できる指定管理者を、公募により決定し、中間支援組織となり活動していく。

②新たな中間支援業務の追加

新規の池田市立公益活動促進センターの事業として、地域団体の支援や地域団体 及び市民とのマッチング業務を追加する。

加えて、NPO法人に関する設立相談や書類作成などの支援業務も行う。

新たな池田市立公益活動促進センターでは、指定管理者を中心として、公益活動団体と地域団体・市民とのマッチングを実施することで、センターを公益活動団体だけでなく、地域団体や地域の人々も交流できる場とする。

公益活動団体が自主的・主体的に、そしてより活力的に活動するために、活動できる場・新規の人員、財源の確保といった課題を地域と連携することで解決し、地域で公益活動することで還元する。

③池田市公益活動促進協議会の位置付け

委託契約・補助金を指定管理業務に組み込み、指定管理者を中間支援組織とする ため、条例での位置付けを検討。

●公益活動団体

公益活動登録団体の整理及び市と公益活動団体との連携の見直しを行い、協働の促進を図る。

また、助成金による支援について、新設の団体を対象とし、審査結果の反映を大きくしたものとする。

④公益活動登録団体の整理

共益的な活動を主とする団体が混在している現状を見直すため、市及び指定管理 者による登録基準のチェックを徹底し、公益活動登録団体の整理を行う。

⑤市担当部局との連携強化

市担当部局が公益活動団体に対し、業務依頼を希望する際、指定管理者が公益活動団体の情報を把握することで、指定管理者の紹介を通じて、その業務を実施できる団体と連携する。

また、指定管理者は公益活動団体が市のどの部局が担当かリスト化し、市部局はそのリストを基に担当団体を把握する。

担当部局との連携を強化することで、協働事業提案の申請や受理がしやすくなる。

⑥助成金の見直し

財政基盤が整っていない新設の団体への補助を手厚くする。また、審査を公開プレゼンテーション方式とし、審査結果を大きく反映する。

交付は市となるが、助成金の申請の相談や受理、又公開プレゼンテーションの実施は指定管理者が行う。

《6. 近隣市事例》

6-1. 豊中市

中間支援センター:豊中市市民活動情報サロン

中間支援組織: NPO法人とよなかESDネットワーク

指定管理ではなく、プロポーザル方式による業務委託により管理運営している。業務は、施設の管理・運営の他、事業の企画・実施(情報の収集や講座の開催など)。

中間支援センターとして、登録制度を実施しており、広報のサポートや会議室 の使用といったメリットがある。

基金を原資とした助成金制度を設けており、公開プレゼンテーション方式による審査の後、限度額50万円・同団体3回の交付制限で交付している。

主な実施事業

【市民活動サポート】

市民公益活動団体が自らの活動について主体的に情報発信し、認知度を高めて団体の自立的発展につなげる機会を市が提供する。

チラシの配架や市HP・広報への掲載など。

【夏休み特別企画】

公益活動の理解の促進と市民・事業者・公益活動団体・行政の相互交流を図るため、公益活動や地域課題について参加者が語り合う催しを実施。

【交流・ネットワークづくり】

学生向けボランティア情報の提供や多文化共生などについて学生向けのセミナーを実施。

【ピンポイント講座】

公益活動団体のニーズに合わせたテーマ別の講座を実施。会計についてなど専 門的な講座も開催。

【まちづくりセミナーDVD上映会】

市民活動情報サロンでまちづくりセミナーの DVD を鑑賞し、意見交換。 各地域でまちづくりを実践されている方を講師に招き、市民・事業者・行政が

一緒になって取り組むまちづくりについて、定期的に講演

6-2. 箕面市

中間支援センター:みのお市民活動センター

中間支援組織:NPO法人市民活動フォーラムみのお

中間支援センターは、指定管理により運営されている。

登録団体の要件は、多数の市民の利益となっているような社会貢献活動を実施 していること、規約・役員名簿・会員名簿を持つことであり、特段のメリットは 無いが団体の信用の担保となっている。

指定管理業務の中に助成金の実施が盛り込まれており、限度額80万円・同一 事業3回交付制限で交付している。

主な実施事業

【情報の収集・提供】

市民活動団体に関する情報や、助成金など活動に役立つ情報を収集し、提供。 HP・ニュースレターでの情報発信や団体紹介冊子の編集・発行など。

【講座の開催・啓発】

市民活動に関する講座を開催し、啓発を促す事業。

市民社会講座、市民活動スキルアップ講座、NPO フェスタなど。

【相談】

市民活動に関する組織づくりや運営、活動に関すること等の各種相談の受付。 一般相談:センター窓口スタッフ、専門家相談:労務・会計などが担当する。

【交流】

市民活動団体同士、また、市民活動団体と関心のある市民の方々との交流を促進。センター利用市民活動団体が参加する利用者協会議を開催している。

【場所・設備の提供】

事務所機能を提供する事務ブースや打ち合わせ用の会議室、会報やチラシなど のための印刷機など、活動に必要な場所・設備を提供。

【調査・研究】

市民活動の促進と協働の促進に関する調査・研究を行う。

【市民活動支援金】(助成金)

「夢の実支援金」(みのお市民活動支援金)の交付を通じ、市民活動の支援を実施する。

6-3. 吹田市

中間支援センター:吹田市立市民公益活動センター 中間支援組織:NPO法人市民ネットすいた

市民公益活動センターでは、NPO法人・ボランティア団体に向けた公益活動 の促進だけでなく、ボランティアをこれからしたい人や自治会の支援も行ってい る。

指定管理業務の中に「地域コミュニティコラボ事業」があり、「地域自治組織運営トリセツ」の発行や自治会向けの会計講座の実施、ワークショップの開催を行っている。

助成金は、公開プレゼンテーション方式で審査し、限度額50万円・同一事業3回交付制限で交付している。

主な実施事業

【相談対応】

市民公益活動に関する様々な相談の他、NPO法人化の手伝いや専門家による特別相談会も実施。

【情報提供・広報支援】

公益活動に関する情報コーナーを設置し、様々な情報の交流を行い、又ニュースレターや「市民公益活動ガイドブック」の発行、情報サイトを運営している。

HP、Facebook のほか、施設ではチラシ・ポスター・資料・書籍の掲示と配架による情報提供も行っている。

【講座・イベント】

団体の活動のスキルアップや市民啓発のための各種講座やイベントを開催している。

【交流・ネットワークづくり】

市民・市民公益活動団体・事業者・行政等とのネットワークを構築。

「団体交流会」「市民協働マッチング」や色々な人が自由に集まる場「テーマカフェ」「このゆびとまれ」などを開催している。

【調査・研究・政策提言】

市民公益活動団体の実態調査や協働事例の取りまとめ等の研究に取り組み、政策提言につなげ、市民公益活動の促進のための社会的な環境整備を行う。

公益活動促進施策に係る近隣市比較表

		助成金制度	登録団体 (登録基準)	中間支援センター管理
		4/5) の額とし、限度額20万。原資は基金。 ・申請額を基に <u>半額を定額配分</u> 、残額を審査結果を反	1. 公益活動を行っていること 2. 公益活動を継続的(1年以上)に行う法人その他の 団体であること。 3. 市と協働するにふさわしい団体であること。 メリットは、助成金の申請、共同利用施設の減免等	・公募により指定管理者を決定。 ・条例上の業務は、 <u>1.センターの使用の許可、2.センターの管理</u> となる。 ・現在の指定管理者は、公益活動促進協議会。
摂津市		・審査は、 <u>公開プレゼンテーション方式。</u> ・限度額30万。補助率は、3/4~1/2 ・同じ団体、事業の場合、 <u>3回の交付制限</u> 。 ・ <u>新設の団体に向けた補助もあり</u> 。	登録団体制度なし。	中間支援センターなし。
吹田市	吹田市	・同一事業は、 <u>5回交付制限</u> 。	1. 非営利・公益を目的に活動する団体 2. 主として市内で活動している 3. 市民がオープンに参加しているか、又はボランティ アの受け入れが可能な団体 メリットは、会議室使用料の補助など	・公募により指定管理者を決定。 ・条例上の業務は、1. 市民公益活動を行う者の支援、 2. 情報の収集及び提供、3. 相談及び助言、4. 講座の開 催等、5. 連携及び交流の促進、6. 施設の使用に関する こと。
豊中市	豊中市	 ・審査は公開プレゼンテーション方式。 ・限度額50万。補助率1/2。原資は基金。 ・同団体は、3回交付制限。 ・新設の団体に向けた補助もあり。 	中間支援センターにて登録制度あり。 1. 市民公益活動を主目的とする、2. 行政が団体の事務 局に参加していない、3. 市内に事務所がある・市内で 活動をしている メリットは、広報のサポートや会議室の使用など	・プロポーザル方式による業務委託。 ・業務は、1.事業の企画、実施(情報の収集や講座の 開催、相談受付など)、2.施設の管理、運営。
	箕面市		1. 市民が相互に協働して、多数の市民の利益となるような 社会貢献活動を実施 。 2. 規約・役員名簿・会員名簿を持つ。 特にメリットはなく、団体の信用の担保のため。	・公募により指定管理者を決定。 ・条例上の業務は、1. 情報の収集及び提供、2. 講座の 開催その他啓発、3. 相談に関する業務、4. 交流の促 進、5. 場所及び設備の提供、団体の支援。
川西市			センター利用登録グループ制度あり。 1. 非営利の社会貢献活動や男女共同参画の実現に向けた活動を実施、2. センターの事業や行事に積極的に参加、3. 会員数が5名以上で半数以上が川西市民。	・公募のより指定管理者を決定。 ・条例上の業務は、1.必要な場所、設備等の提供、2. 必要な情報の収集、整理及び提供。

今後	・市が助成金を交付するが、プレゼンテーションや相 談業務などは指定管理者が実施。		・公募により指定管理者を決定。 ・業務は、使用の許可・センター管理の他、講座の開催や相談業務、事業の企画・実施、交流の促進などを実施。
----	---	--	---

条例第1章 総則

- ・【目的】自主的・主体的な公益活動を促進。行政と団体との協働を推進。
- ・【定義】市民が行い、又市民のために行われる自発的・自立的な活動。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する。
- ・【基本理念】活動の自主性・主体性を尊重し市は支援する。協働する場合は、市と団体は相互の尊重し、対等な関係である。

条例第2章 登録制度

- ・【登録】公益活動団体から申請があり、市と協働するにふさわしい団体と認めるときは、公益活動促進協議会の意見を聞き、市長が登録する。
- 【利点】共同利用施設の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案。
- ・【公開】毎年、登録団体は市長に活動内容を報告しなければならない。

条例第3章 協働事業提案制度

- ・【提案】市が実施している事業(又、今後実施し得る事業)のうち、市と協働できる事業を登録団体は市長に提案できる。
- ・【措置】審査の後、提案した登録団体と協働する必要が認められれば、予算上(又、その他)の措置を講ずる。

条例第4章 池田市公益活動促進 協議会

- ・【組織】中立で自立性の高い中間支援組織として条例設置。
- ・【業務】公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発など。
- ・【運営】池田市公益活動促進協議会の組織・運営に関し必要な事項は協議会自ら定めるが、設置目的に照らし、明らかに不当なときは、市は改善措置の求めが可能。

条例第5章 池田市立公益活動促進 センター

- ・【設置】池田市立コミュニティセンターに併設して設置。
- ・【業務】池田市立公益活動促進センターの使用の許可及び池田市立公益活動促進センターの管理。
- ・【使用者】公益活動を行い、又は行おうとするもの。市長が適当と認めるもの。

条例第6章 池田市公益活動促進 基金

- ・ 【積立】市民から市及び指定団体に対して、前年の寄付金(公益活動の促進のため)と同額を一般財源から行う。
- ・【助成】基金を財源として登録団体に助成。助成をする際は、協議会の意見を聞き、尊重する。額は、助成対象活動に係る経費の2分の1以内(設立5年以内は5分の4)とし、限度額20万円。

-26-

公益活動促進に関する今後の在り方(案)

現状

中間支援

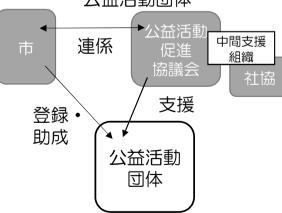
公益活動促進協議会

公益活動促進センター 指定管理業務

委託業務 補助金事業

-27

公益活動団体



※社協や企業・大学との連携あり。

★中間支援

中間支援組織の在り方を見直すことで、公益活動促進を図る。

①指定管理業務の見直し

現在の指定管理者業務は、センターの管理・使用許可。中間支援は、委託業務及び補助金により実施。



現在の**委託業務及び補助金をセンター事業に** 組み込み、指定管理者が中間支援組織として 公益活動の促進を担う。また、その他の中間 支援組織・企業・大学との連携を強化する。

②新たな中間支援業務の追加

公益活動促進センターでは、地域団体との関わりはほとんどない。



センターの事業として、<u>地域団体の支援や</u> 地域団体及び市民とのマッチングを追加す る。加えて、NPO法人の支援業務も行う。

③公益活動促進協議会の位置付け

中間支援組織として条例 設置しているが、市の附 属機関ではなく外部団体。



委託契約・補助金を指定管理業務に組み 込み、<u>指定管理者を中間支援組織とする</u> ため、条例での位置付けを検討。

★公益活動団体

登録団体の整理及び市との関係性の見直しを行い、協働の促進を図る。

④公益活動登録団体の整理

公益活動登録団体の中で共益的活動が主な団体が存在する。



市及び指定管理者による登録基準の チェックを徹底し、公益活動登録団体の 整理を行う。

⑤市担当部局との連携強化

登録団体と市担当部局 の関わりがほとんどな く、お互いを余り認識 していない。



指定管理者が公益活動団体の情報を把握することで、指定管理者の紹介を通じ、 市担当部局が団体に業務等を依頼する。 又、**市部局は担当団体をリスト化**する。

⑥助成金の見直し

審査内容に関わらず申請額が大きい団体に助成金が多く交付される仕組み。毎年同じ団体が申請可能。



財政基盤が整っていない**新設の団体へ の補助を手厚く**する。審査結果の反映 を大きくする。実施主体は検討。

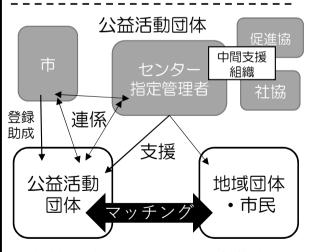
今後

中間支援

公募により決定した 指定管理者

公益活動促進センター 指定管理業務

(1)+(2)



※ 対協や企業・大学との連携強化。

スケジュール表

·第1回池田市公益活動促進検討委員会

日時:令和2年9月10日(木)18:00~

場所:池田市立コミュニティセンター 2階 大集会室

·第2回池田市公益活動促進検討委員会

日時:令和2年10月2日(金)14:00~

場所:池田市役所 3階 議会会議室

·第3回池田市公益活動促進検討委員会

日時:令和2年11月10日(火)14:00~

場所:池田市役所 3階 議会会議室

·第4回池田市公益活動促進検討委員会

日時:令和2年11月24日(火)14:00~

場所:池田市役所 3階 議会会議室

・公益活動団体向け説明会

令和3年2月実施予定

・パブリックコメント

令和3年3月実施予定

• 条例改正案

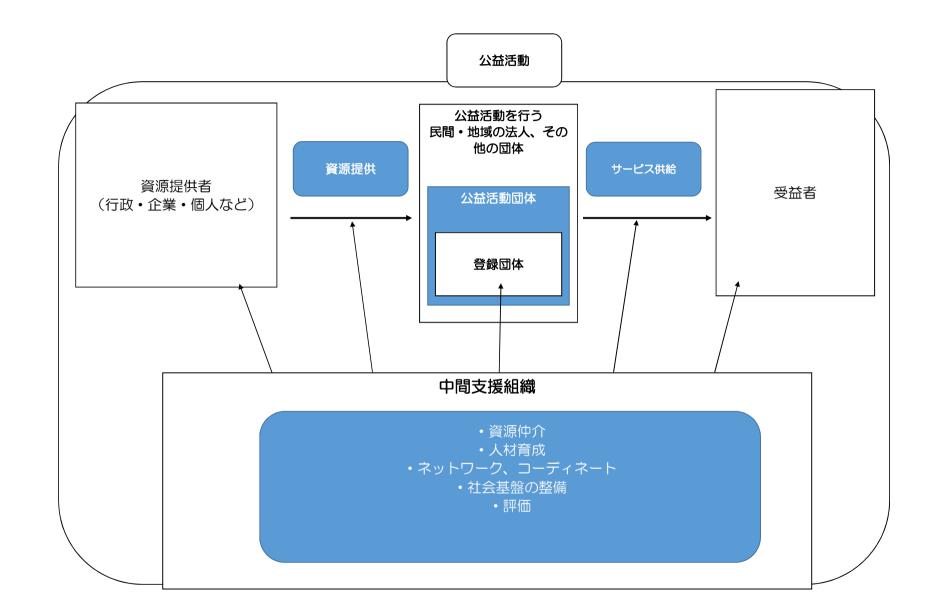
令和3年6月提出予定

第2回会議資料

議事

- (1)中間支援について
- (2)公益活動団体について

一般的な意味		一般的な意味	池田市における意味(条例上の定義)	
	公益活動		・参考:「公益目的事業」(公益法人制度) 公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた、学術、技芸、慈善その他の公益に関する23種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの。 ・個別の自治体が「公益活動」や「市民公益活動」を定義して政策上の用語として用いる例は多くみられるが、統一的な共通の定義が共有されているわけではない。	
	ハンナンエミャ		「公益活動を行う団体」は政府、企業、NPO、地域の団体など幅広く存在し把握される。 「公益活動団体」という用語が、国の制度として定められているわけではない。	・「公益活動団体」とは、「公益活動を継続的に行う法人その他の団体」(第2条第2項)
	公益活動 団体	登録団体	なし	・「登録団体」とは、公益活動団体の中で、その申請に対し、登録基準(市長が策定)に基づき、市長が「公益活動団体であり、かつ、市と協働するにふさわしい団体であると認め」登録した団体をいう。(第10条)
	中間支援組織		・定義の例:「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」(平成13年度内閣府実施調査)。	・「中間支援組織」と明示しているわけではないが、「公益活動 促進協議会」を置き、その組織、業務、運営について規定。(第 17~20条)
	中間支援機能		・論者により様々な分類はあるが、一般的に、中間支援機能として、 ①資源(人、モノ、カネ、情報)の仲介、 ②NPOのネットワーク(協働)促進、 ③価値創出(政策提言、調査研究) などが挙げられている。	・「中間支援業務」と明示しているわけではないが、「協議会の 処理する事項」として、公益活動に係る中間支援業務等を規定。 (第19条)



公益活動の定義

公益活動の定義					料 2 【				
施行	団体	名称	主体	客体	内容	·	除外される活動		
1999年 (平成11) 10月	箕面市	非営利公益 市民活動	市民が 行い		市の区域内において自発的かつ 自立的に行う営利を目的としな い <u>社会貢献活動</u> をいう。	成すること	義を推進 し、支持 し、又はこ れに反対す ること	(3) 持定の公職 の公職 の公職、著、公司 公職、第一、 会議、対す を持、こと	
2001年 (平成13) 4月	池田市	公益活動	市民が 行い	市民のために行われる不特定かつ多数のもの	自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。	とするもの を広め、儀 式行事を行 い、及び信 者を教化育 成すること	義を推進 (し、支持 し、又はこ オルに反対す まること まること まる)	(4) 持定の公職 の候補者、 公職、薦、対党 を推反と も、こと	(5) 公共の利益 を害する行 為をするお それのある ものの行う もの
2002年 (平成14) 4月	吹田市	市民公益活動	市民が 行い		自発的に行う営利を目的としない <u>社会貢献活動</u> をいう。	(1) 宗教の教義 を広めめ、儀 式活動を行い、及び信 者を教化育 成すること	義を推進 し、支持 し、又はこ れらに反対 1	(3) 持定の公職 の公職、 が候補、政党 を推議、対す を持、こと	
2004年 (平成16) 4月	豊中市	市民公益活動		市民その他不特定かつ多数のもの	自発的及び自立的に行われる市 民その他不特定かつ多数のもの の利益の増進に寄与することを 目的とする活動をいう。	(ア) (イ) 営利を目的 宗教の教義 を広め、儀式活動を行い、及び信者を教化育成すること	義を推進 し、支持 し、又はこ れに反対す	(工) 持定の公職 の候補者、 公職、政党 を推展対す を持、こと	
2010年 (平成22) 10月	川西市	市民公益活動		市民その他不特定かつ多数のもの	自発的及び自主的に行われる市 民その他不特定かつ多数のもの の利益の増進に寄与することを 目的とする活動をいう。	(ア) (イ) 専ら直接的 宗教の教義 を広め、儀 求すること 式行事を行 い、及び信 る経済活動 格を教化育 成すること	義を推進 し、支持 し、又はこ れに反対す	(工) 持定の公職 の候補者、 公職、薦、対党 を推展対す ること	

◆池田市条例における

公益活動 定義の図解

		<u> </u>	<i>I</i> ↓
			体
		市民	市民以外
客体	市民	市民が行い 市民のため に行われる	市民以外が 行い 市民のため に行われる
体	市民以外	市民が行い 市民以外の ために行わ れる	市民以外が 行い 市民以外の ために行わ れる

◆池田市条例における「市民」

池田市みんなでつくるまちの基本条例

(平成18年4月1日施行)

第2条

(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ 者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をい う。

解説: 〇第2号「市民」

これからのまちづくりは、本市で生活し、あるいは 活動している全ての人々の参画と協働により進める必 要があるとの考えから、市内に居住する者のみなら ず、市内で働く者、学ぶ者、さらに市内に事業所を有 する法人や NPO 団体、自治会、サークル団体も含め たその他の団体を「市民」として定義しています ちは、そこに住む人々だけによって成長・発展するも のではなく、本市以外からの人材等の集積も大きく寄 与するものであり、逆にそれなくしてはまちの発展は ありえないといえます。このようなことを踏まえ市民 を定義しています。なお、外国人もこの定義に当ては まる者はすべて市民となります。

中間支援組織とは

・行政と地域の間に立ち、様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的として発足するケースが多い。

中間支援組織の役割

- ・協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業、企業と市民などの間に立って、中立的な立場で、活動を支援する。
- ・組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待される。

中 〇中立的な立場でのコーディネート

中間支援組織には、市民と市民、市民と行政等の間に立ち、中立的な立場からコーディネート役として機能し、また情報収集や提供に努める。

○組織基盤の強化

まちづくりに対する取組を育成し、情報の共有、人的ネットワークの形成が求められる。また、主体的な仲介者として活動する。

〇人材育成

協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、市民のまちづくり への参画意識や機運の高揚を図るなど基礎作りが期待される。

〇共に学ぶ

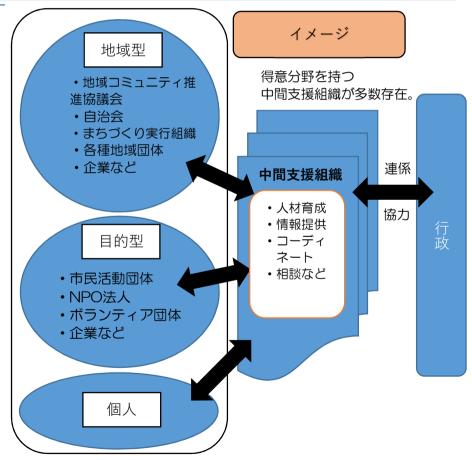
多くの市民がまちづくりに理解を示し、参加意識を高めるための学習の 場を開き、自らも高度な専門知識を備え、課題に対処できる支援組織とする。

〇相談

市民や行政からの協働事業の提案などに関して、事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討していく。

○協働の推進役を担う

多様な活動団体が協働に参画しやすい場の提供、機会づくりなど積極的に 取り組むとともに、情報共有、ネットワーク化を図る。



-3; ≥ ₹

間

支

例

今後	現在		
	福祉	地域	商工

		中間支援業務	市 今後のあり方 (案)	市(公益活動促進協議会)	社会福祉協議会	地域コミュニティ 推進協議会	商工会議所
林豊	小告 理	施設の使用の許可	0	0	0		0
施設管理		施設の管理	0	0	0		0
		助成金等の交付	0	0			
		情報発信	0	〇 補助金事業	0	0	0
	資	相談•助言業務	0	〇 促進協(条例規定)	0	0	0
	源仲	備品貸出	0	〇 促進協(自主事業)	0	0	
	介	事務代行		〇 促進協(自主事業)			
	· 支	事務スペースの提供					
-34	援	地域とのマッチング	0		0	0	
`lı		企業とのマッチング	0			0	
		大学とのマッチング	0			0	
中間支援	人材	講座の開催	0	〇 補助金事業	0	0	0
1万	の	人材の育成及び普及啓発	0	〇 促進協(条例規定)	0		
	育 成	顕彰	0	〇 促進協(条例規定)	0		0
	アークト	交流できる場の提供	0		0	0	0
	進 _{クト}	ネットワークの構築・運営	0		0	0	
	基盤の	調査研究	0	〇 促進協(条例規定)	0		0
		PRイベントの開催	0	〇 補助金事業	0	0	0
	整	市への支援及び提言	0	〇 促進協(条例規定)		0	
	備	団体の評価	0				

※その他にも中間支援組織あり。

◆経緯と現状

- ①制度開始当初、
- ・ 「公益活動」の定義について広く捉える解釈をしていた。
- ・公益活動団体の申請に基づき、幅広く「登録 団体」として登録してきており、共益的活動 が主でも、公益的活動を実施していれば登録 団体として登録していた。
- ⇒「登録基準」では、公益活動団体であること と、市と協働するにふさわしい団体であるこ とを確認し、公益活動促進と協働推進の両目 的を満たすことを求めているが、専ら共益的 活動を主として行なう団体や、市と協働する ことがない団体も登録団体として存在。
- ⇒また、登録団体になると市内の共同利用施設 等の無償利用が認められるため、公益活動や 市と協働をしていない団体への優遇について 疑問を呈されている。
- ②登録団体に対する助成について、明確な方針 や基準がなく、助成金が定額化している。
- ③<u>公益活動団体、登録団体と市の担当各部局</u> <u>との関係</u>が希薄で、つながりができていない。

◆課題と方向性

- ① 制度開始から20年を数え、「公益活動」の定義とその解釈のあり方、市による「公益活動団体」の定義及び「登録団体」の登録制度(登録基準)の適否などを見直し、市の公益活動促進・協働推進政策の発展のために、効果の上がる制度やシステムを再構築する必要がある。
- ② 市民による公益活動を促進するため、**公益活動を行う団体に対する支援のあり方を総合的に整備**する必要がある。施設無償利用の資格付与や、効果的な助成制度も、それらの支援の一環として整理し直す必要。
- ③ 公益活動を行う団体と市の担当各部局との協働推進のため、両者が互いに可視化され、その関係が密になるような協働推進システムの整備が必要。

◆要検討項目

- ① 市の公益活動促進・協働推進政策を拡充・強化する 上で、対象とする団体の範囲をどのように括り、どの ような名称を付けるべきか。
- ② 市民による公益活動を促進する上で、公益活動を行う団体への支援をどのようにメニュー化するか。
- ③ 市と公益活動を行う団体との協働を推進する上で、 相互の可視化、つながり・関係づくりをどう進めるか。

今後の公益活動団体について

現状

公益活動団体

届出 団体 登録 団体 ①中間支援組織の把握する**登録団体**が80に留まる。

- ②指定管理者への**届出団 体**がセンターのロッ カー等を使用。
- ③市長による登録団体が
- ・現センター・共同利用 施設等の無料使用、
- ·助成金申請、
- ・協働事業提案の権利。 無料使用以外は不振。

今後

公益活動団体

(仮称) **協働推進団体**

【変更点】

- ①中間支援組織は「公益活動を行う団体」 を幅広く把握しリスト化、常に更新する。
- ②公益活動団体を広く解釈し、増加を図る。 公益活動団体は、センターのロッカー等の 使用、協働事業提案、助成金申請ができる。
- ③届出団体制度、登録団体制度は廃止する。
- ④公益活動団体のうち、市と協働(推進)を 行う団体は、市の認定により 「(仮称)協働推進団体」とし、新セン ター及び共同利用施設等の無料使用を認め る。

	公益活動団 体以外の団	公益活動		
	体(企業等)	団体	届出団体	登録団体
中間支援組 織によるリ スト化			0	0
センターの ロッカーや備 品等の使用			0	0
現センター 及び共同利 用施設等の 無料使用				0
助成金申請 ※1				0
協働事業 提案制度※2				0

※1 【審査】書面審査のみ。【対象】登録団体のみ。

※2 【対象】登録団体に限定。【市担当部局との連携】希薄

	公益活動を行な		
	<mark>う団体</mark> (自治会、 地域コミ協、 NPO、企業等)	公益活動団体	(仮称) 協働推進団体
中間支援組織に よるリスト化	0	0	0
センターの ロッカーや備品等 の使用		0	0
新センター及び共 同利用施設等の無 料使用			0
助成金申請 ※1	0	0	0
協働事業 提案制度※2	0	0	0

※1 【審査】書面審査に加え、公開プレゼンテーションの導入。

【対象】公益活動を行う団体全て。

※2 【対象】公益活動を行う団体全て。【市担当部局との連携】中間支援組織が両者の情報を更新し、相互に提示。

◆経緯と現状

1999 (平成11) 第 5 次池田市総合計画「ふれあいラブ池田」、ボランティア活動の促進を謳う。ボランティア推進室長公募。「ボランティア市民会議」立ち上げ。2000 (平成12) 市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」。それを基に条例制定へ。

2001 (平成13)

4月 池田市公益活動促進に関する条例施行。

5月 「池田市公益活動促進協議会」発足。 登録団体の受付開始。

7月 「池田市立公益活動促進センター」開所。

2004 (平成16) 公益活動促進センターの指定管理開始。 2007 (平成19) 10月 市民と行政との協働の取り組み を推進するため、協働事業提案制度創設(提案資格を 登録団体に限定)。

2009(平成21)年度、「池田市立公益活動促進センター」現所在地に移転。

2020 (令和2) 年度、「公益活動促進検討委員会」開催 2021 (令和3) 年度、新センター設置に向けた準備。 2022 (令和4) 年度、公益活動促進センターは、現共同 利用施設池田会館の跡地に建築される(仮称)池田地 域交流センターに移転する予定。

◆課題と方向性

- ① 公益活動促進条例では、第4章に「公益活動促進協議会」の設置について規定し、第19条で<u>同協議会の</u>「処理事項」として、「公益活動に関する中間支援」を含む(1)~(6)の6項目を列挙。
- ② 促進協議会は、(民間団体として)公益活動促進センターの指定管理者に選定され、センター施設の指定管理は指定管理料、公益活動に関する中間支援を含む「処理事項」は補助金、委託料で措置されて担ってきた。⇒指定管理と条例第19条の6項目の処理状況は?
- ③ 公益活動促進センターの移転を控え、(1)新センター施設の管理業務、(2)条例第19条の6項目の処理事項、(3)新たに追加が検討されている中間支援業務等を、いずれも充実発展させるために、これらの業務の担い手(組織・団体)とその所在場所、各業務の実施方法(指定管理者制度、補助、業務委託等の活用)をどのように組み合わせれば最も効果的かを考える必要。

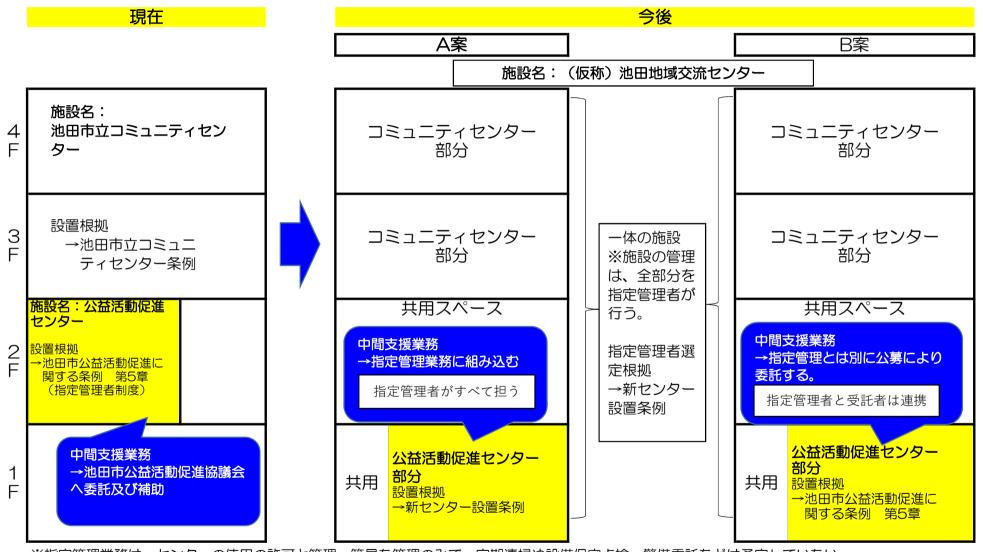
◆検討方法

・複数の案を想定し、比較検討しながら、新たな制度設計のあり方(最適解)を検討する。

A案:新センターの指定管理業務として、(1)「施設管理」+(2)「条例第19条に定める6項目の処理事項」+(3)「新たに追加する中間支援業務(①地域団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO法人設立相談支援、④行政・企業・大学との連携・支援 等)を一括する。⇒新たな指定管理者がすべてを担う。

B案:新センターの指定管理業務は、上記の(1)「施設管理」に限定。上記の(2) + (3)の公益活動促進と協働推進に関わる中間支援を含む多様な業務は、別途業務委託する。⇒指定管理者と業務受託者を分け両者が連携。

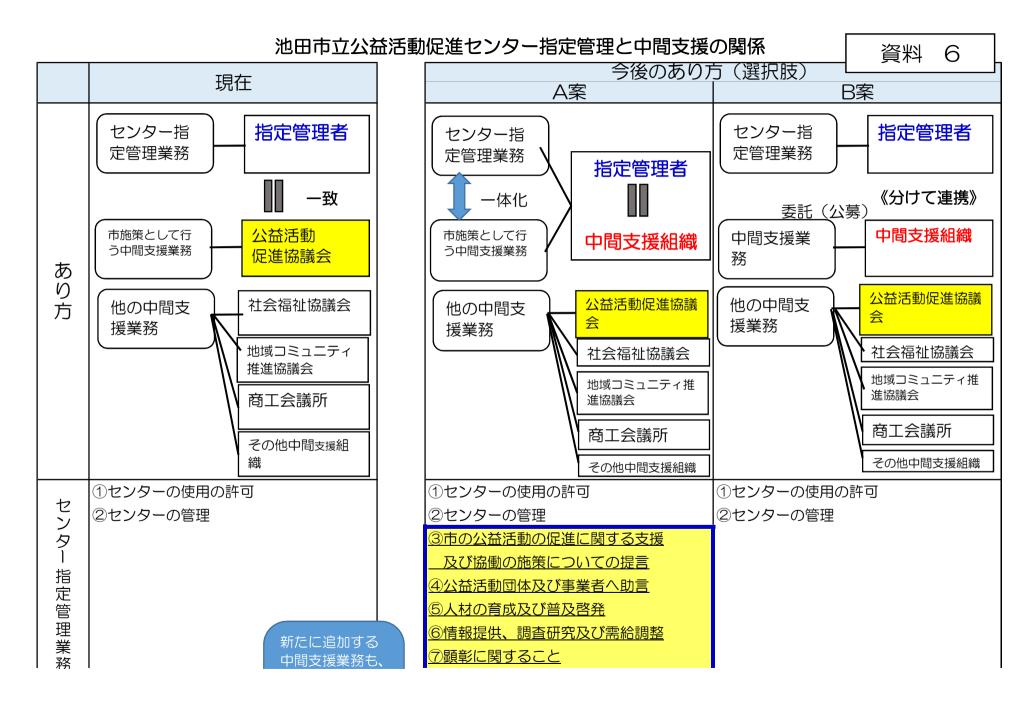
センター施設の指定管理業務と、公益活動促進センターによる中間支援業務について



※指定管理業務は、センターの使用の許可と管理。簡易な管理のみで、定期清掃や設備保守点検、警備委託などは予定していない。

《条例》

①池田市立コミュニティセンター条例の改正、②池田市公益活動促進に関する条例の改正、③新センター設置条例の制定



指定管理業務の 節用とし、詳細 については、指 定管理者募集要 領で規定します。

8その他公益活動の促進に必要なこと

- ①地域団体への支援
- ②他の中間支援組織との連携
- ③NPO法人の設立相談支援
- ④行政・企業・大学との連携及び支援

◆池田市公益活動促進に関する条例

第4章 池田市公益活動促進協議会 (業務) 第19条

協議会は次に掲げる事項を処理する。

- 1)市の公益活動の促進に関する支援及び 協働の施策について提言を行うこと。
- 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者 へ助言すること。
- 3)公益活動の促進のための人材の育成及び 普及啓発に関すること。
- 4) 公益活動に係る情報提供、調査研究及び 需給調整に関すること。
- 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。
- 6) その他公益活動の促進に必要な事項。

中新 間規 支追 援加 業 務

ф

間 支

援

1

関

す

á

条

例

付

置

付

け

①地域団体への支援

◆池田市公益活動促進に関する条例

第19条の協議会の処理事項を削除し、第N条に

中間支援組織の処理事項として必要な条項を規定。

第4章 中間支援組織

(業務) 第N条

中間支援組織は次に掲げる事項を処理する。

- 1)市の公益活動の促進に関する支援及び 協働の施策について提言を行うこと。
- 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者 へ助言すること。
- 3)公益活動の促進のための人材の育成及び 普及啓発に関すること。
- 4)公益活動に係る情報提供、調査研究及び 需給調整に関すること。
- 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。
- 6) その他公益活動の促進に必要な事項。
- ①地域団体への支援
- ②他の中間支援組織との連携
- ③NPO法人の設立相談支援

④行政・企業・大学との連携及び支援

◆池田市公益活動促進に関する条例

第19条から協議会の処理事項を削除

◆新センター設置条例

(事業)第条

○○センターは、その設置目的を

達成するため、次の事業を行う。

- 1)市の公益活動の促進に関する支援及び 協働の施策について提言を行うこと。
- 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者 へ助言すること。
- 3)公益活動の促進のための人材の育成及び 普及啓発に関すること。
- 4) 公益活動に係る情報提供、調査研究及び 需給調整に関すること。
- 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。
- 6) その他公益活動の促進に必要な事項。
- ②他の中間支援組織との連携
- ③NPO法人の設立相談支援
- ④行政・企業・大学との連携及び支援

資料 7

1 新センターの施設管理について

- 現在の公益活動促進センターの指定管理業務は、2階・促進センター部分のみ。
- ⇒新センターの指定管理業務は、センター施設1~4階全体。
- ・新センターの貸室の無料利用を認める団体の範囲を合理的 に画定し、運用すること(現行登録制度の見直し)。
- ・指定管理に利用料金制(指定管理者にとって、増収分はインセンティブ、減収分は負担リスク)の導入の可否を検討すること。

【理由】税金の効果的な投入を検討するため。

2 条例における池田市公益活動促進協議会の位置づけ

- 条例第19条の促進協議会固有の処理事項の規定を削除、 又は、促進協議会固有の処理事項としてではなく、新たな 中間支援組織の処理事項として存置することを検討。
- ⇒促進協議会の組織に関わる規定も見直し。

【理由】

促進協議会の活動成果を確認し、中間支援業務拡充のため

3-① 地域団体(自治会等)への支援

- 公益活動団体中心の支援業務から地域団体(自治会等)まで広く「公益活動を行う団体」への支援を拡大すること。
- 考えられる支援の方法は、新センターにおいて自治会等の相談窓口を設置すること、地域コミュニティ推進協議会※の活動との連携を促進すること等。

【理由】

自治会加入率の低下及び地域における担い手不足が深刻な問題となっている。公益活動を行なう団体においても、人材不足、活動の場が不足しており、両者のマッチングを強化するため。

3-② 他の中間支援組織との連携を強化

- 市内の他の中間支援組織との連携を強化すること。特に池田市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループと重複した登録団体があるため、連携した施策を行うこと。
- 連携強化のため、まずはスタッフ間の情報交換の機会を増やすこと。

【理由】

連携を強化することにより、市内の公益活動を行う団体の「つながり」に厚みが増すことが期待されるため。

3-③ NPO法人の設立に関する相談等支援

• 現在、市が行っているNPO法人の設立相談等について、公 益活動促進のための支援の一環として指定管理者が行うこ と。(市と協働して行うこともあり。)

【理由】

公益活動団体設立からNPO法人へのステップアップまで、 一貫した支援が有効であるため。

3-④ 多様な主体間の連携・協力のための支援強化

- 公益活動を行う団体、行政、企業、地域、大学等の連携・協力のための支援強化を行うこと。
- 大学との連携強化については、石橋地域に建設される石橋地域拠点施設との連携を行うこと。

【理由】

連携・協力関係が築かれることにより、公益活動を行う団体の活動、組織の発展が期待されるため。

※地域コミュニティ推進協議会とは、本市地域分権制度の中で、各小学校区に設置された地域活動団体。

1

-41-

第3回会議資料

議題

(1)協働推進について

今後の協働推進について

◆経緯と現状

1 協働の定義・施策

- ①2001年4月「池田市公益活動促進に関する条例」 施行。 「自主的かつ主体的な**公益活動を促進するとともに、<u>行政</u> と公益活動団体との協働を推進**」と規定(第1条)。
- ➤二つの目的を並列。
- ②2006年4月「池田市みんなでつくるまちの基本条例」施行。 協働とは「<u>市民や市</u>が、それぞれの果たすべき役割及び 責任を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力しあうこ と」(第2条4号)
- ③2007年度、公益活動促進条例を改正。 協働事業提案制度を導入。
- ④2007年6月、「池田市地域分権の推進に関する条例」施行。
- ▶地域分権制度を通じて、市と地域コミュニティ推進協議会により「地域との協働」を推進。

2 協働の状況

- ①②「協働推進」は、各担当部署で分散して実施している。
- ➤例:共同利用施設等について「登録団体」(公益活動団体)のほか、<u>各担当課と協働している団体(担当課がリ</u>スト化して提出)は無料使用。
- ③協働事業提案制度は、<u>予算上の措置が前提。団体からの</u> 提案のみで成立。過去の実績は3件。
- ④地域分権制度による市と**地域との協働**が、**多数推進**されている。

◆課題と方向性

- ①②各条例等の規定を踏まえ、市の**協働推進に関わる施策を総合的** に推進する視点と仕組みが必要。
- ・「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させる。
- ・全庁的な「協働推進」体制(方針、計画、役割)、各担当課との 連携強化及び担当課と公益活動を行う団体で行われている協働事業の把握、更新、可視化が必要。
- ・協働を推進する団体に対する優遇措置の1つである共同利用施設 等の無料使用について、対象資格、認定基準など、認定手続の明 確化、可視化が必要。

③協働事業提案制度の改良

・同制度の位置付け、申請資格、認定要件、評価等の仕組みの整理が必要。

④地域との協働の推進

・地域との協働については、地域コミュニティ推進協議会との協働と、その他の団体との協働を総合的に捉え、ともに振興する視点が必要。

◆要検討項目

- ① 本市における協働推進施策をどのように総合的に体系化して推進していくべきか。共同利用施設等の無料使用の取扱いをどうするか。
- ② 協働事業提案制度の改良に向けて、申請資格、認定要件、評価等の仕組みをどのように整備するか。
- ③ 地域との協働について、地域コミュニティ推進協議会をはじめ様々な地域団体等と、市域全体、複数の校区、単一の校区などの各レベルにおいて、どのような分野や事業手法により推進していくのがよいか。

公益活動促進政策等の位置付け

➤「<mark>池田市第6次総合計画</mark>| (2011 (平成23) 年度~2022 (令和4) 年度) に基づく短期事業計画である

「第3期実施計画」(2019(平成31)~2022(令和4)年度): 主要事業の内容、実施期間、進捗目標等。各年度の予算編成等の指針。 市民に対する行政のアカウンタビリティ(説明責任)。行政評価ともリンクさせ総合計画の着実な進行管理。

事業計画 (一覧より抜粋)

- 第1章 にぎわいと活力あふれるまち
- 第2章 みんなが健康でいきいきと暮らせるまち
- 第3章 人、環境にやさしい安全・安心なまち
- 第4章 みんなでつくる分権で躍進するまち
 - 第1節 地域分権の推進
 - 1.地域分権制度の周知徹底 (①地域分権推進事業)
 - 2.地域コミュニティ推進協議会の体制の強化(①地域コミュニティ推進協議会強化事業)
 - 3.地域に根ざした地域分権制度の確立(①地域コミュニティ推進協議会提案事業、②地域分権推進基金積立事業)
 - 第2節 コミュニティの活性化
 - 1.地域住民のつながりの強化(①地域活動活性化事業(地域集会施設管理運営助成))
 - **2.コミュニティの場の効率的な提供と運用(①地域集会施設管理運営事業**(コミュニティセンター:4、共同利用施設:32、石橋会館))

第3節 公益活動の促進

- 1.自立化に向けた支援体制の充実
 - (①公益活動支援事業)→(めざす姿)活発的に公益活動に参加する市民を増やす。また、行政と協働できる活動分野を拡げ、

公益活動団体の自立を促進する。また、積み立てた基金を適切に管理し、公益活動を推進する。

(成果指標)協働事業数:11事業(現状:3事業)

- 2.公益活動の連携、PRと参加者の拡大
 - (①公益活動促進事業)→(めざす姿)市民への公益活動への理解を深め、公益活動団体のネットワーク化を図るとともに、公益活動に参加する市民を増やす。

(成果指標)団体間連携事業数:5事業/年(現状:---)。

-第5章 豊かな心を育む教育と文化のまち

(仮称) 協働推進団体の要件設定の考え方 (素案)

- ①団体の性格の公益性の有無(公益的か共益的か等)や非営利性の有無(営利企業を含むか否か等)を基準とするのではなく、あくまで当該団体の行っている事業が、市との「協働」性を満たすか否かに着目する。
 - →市との協働性を満たす事業を一定の期間、相当量で行っている団体を(仮称)協働推進団体とする。
- ②市との協働性を満たし得る協働は、下図の②~④の範囲にあるものとする。
- ③市が、その施策や事業の中で協働により行うことができる事業を示し、協働する団体を募る。また、団体から、現行の協働提案制度を改良し、より幅広い団体・活動を認める形の(新)協働事業提案制度を活用してもらい、協働の提案を受ける。 双方向から協働を募ることで協働団体を増やしていく。
- ④各担当課と協働で事業を実施した団体を、同事業を所管する担当課が(仮称)協働推進団体として、コミュニティ推進課に報告する。



②~④の範囲の中で、上記のように様々な協働形態が考えられる。 なお、共同利用施設等の無料使用を認める協働形態をどの範囲とするかを検討する必要がある。

現状

登録団体

③協働事業 提案

①協働推 進担当課 各種団体

④協働で事業 を実施

②市担当部署



(5)

タテ割り状態のため、 別々の施策化。

- ①協働推進担当課が市と の協働施策・事業を全 庁的に把握していない。
- ②各担当部署は、別々の 施策として協働を行 なっている。
- ③協働提案事業を「公益 活動促進に関する条 例」で規定。
- ④担当部署が協働推進担 当課に情報提供した協 働事業実施団体につい て、共同利用施設等の 無料使用を認めている。
- ⑤登録団体と市担当部署 は関係が希薄。

⑥(仮称)協働推 進団体

協働で事業を 実施

②市担当部署

協働推進団体 を報告

①協働推進担当課

働推

今後

公益活動を 行う団体

④協働事業 の情報提供

中間支援組織

③協働候補事 業・協働事業 の一覧を共有

- 報提供。 ⑤協働提案事業の改良
- ⑥協働推進団体は、共 同利用施設等の無料 使用が可能。

①協働推進担当課が市 との協働施策・事業

②各担当部署は、その

担当課に報告。

③協働推進担当課は、

を全庁的に把握する。

行う協働事業と協働

候補事業を協働推進

市の協働候補事業と

協働事業の一覧を中

間支援組織と共有。

④中間支援組織は、共

有した協働候補事業

と協働事業を公益活

動を行なう団体に情

地域団体との協働

【現状】

地域分権制度により設置されて いる地域コミュニティ推進協議 会を中心として協働している。



公益活動団体の課題として、人 材・資金・活動の場の不足が挙 げられており、解決するには、 地域との交流・マッチングが必 要。



【今後】

市と地域コミュニティ推進協議 会などの地域団体だけでなく、 公益活動を行う団体も加えた形 で協働の推進を検討。

課題

複数の主体で協働 し、地域の課題解 決を図る。

市担当部署

公益活動を 行う団体

地域団体

交流の期待効果:

- ①団体間連携が図られる。
- ②地域団体は、活動場所、 新たな人材を提供する。
- ③公益活動を行う団体は、 地域団体だけでは賄えな い役割を補完する。

		協働推進に係る仕組み【現行】	
		協働事業提案制度	地域分権制度
根拠 制度導入の背景		池田市公益活動促進に関する条例 第15条 公益活動促進協議会から、条例第 19条第1項に基づき、「協働事業提 案制度」の創設について、提言を受 け、制度が導入された。	池田市地域分権の推進に関する条例 第5条 2006(平成18)年に地方分権改革推進法が制定され、国から地方公共団体へ権限移譲をめざす中、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的に街づくりを行うことをめざし、制度が導入された。
制度導入方	 法	条例に制定	条例に制定
開始時期		2007(平成19)年度~	2007(平成19)年度~
 目的		①多様な市民ニーズを充足し、市民へのサービスの充実を図る。 ②公益活動団体の活動を拡大・強化でき、当該団体の活動の活性化、自立化を図ることが可能とな	市民が自主的・自立的にまちづくりを行える環境整備を行うとともに、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。
提案が可能 対象	となる事業の	市が現に実施している事業(今後実施し得る事業を含む。)のうち、市と協働することのできる事業	各小学校区において実施する必要 がある事業
提案資格		登録団体 ※地域コミュニティ推進協議会含む	各小学校区の地域コミュニティ推進協議会
提案から事 業決定まで の流れ		案があれば、 ①提案に係る関係部局で審査⇒ ②提案が妥当である場合は、提案 団体と協定書を締結⇒ ③提案事業の実施に際し、予算上 の措置等を講じる⇒	①10月末までに事業提案書を提出 ⇒ ②11~12月にヒアリング及び審査 実施⇒ ③3月に議会で予算審議⇒ ④4月に事業提案決定通知
	申請内容	事業の目的、内容、実施費用、その他の事項を記載した提案書を提	事業の目的、内容、実施費用、その他の事項を記載した提案書を提
	審査手続き	事業提案書を基に関係部局で審査	事業提案書を基に市がヒアリング
	審査基準	・法令及び条例その他現行制度との整合性・実現可能性・費用対効果・公正及び公平性	・法令及び条例その他現行制度との整合性・公正及び公平性
実績		① 2007(H19) 北摂こども文化協会 会 ② 2013(H25) トイボックス ③ 2014(H26) 声の図書	2019(令和元)年度実績 提案事業:205事業(内、補助金121 事業) 地域提案実績額:85,413,918円
評価		制度が開始してから13年が経過している中で、実績が少ない。 予算上の措置を前提としていること や実施費用の算定が必要などハー ドルが高いことが一因かと思われ る。	自治会加入率が年々減少する中、小学校区ごとに協議会が設立されており、地域からの市に対する意見を直接つなぐツールや地域特性に応じた地域ごとのニーズにきめ細かく対応するツールとして一定の役割を果たしている。

協働推進に係る仕組み【今後】 		資料	3
新たな協働事業提案制度	地域分権制度	2011	
池田市公益活動促進に関する条例を改 正	池田市地域分権の推進I 5条	こ関する条	例 第
池田市公益活動促進検討委員会により 新たな公益活動の在り方が審議された結 果、制度の改正を実施した。	2006(平成18)年に地法が制定され、国から地限移譲をめざす中、よりで域社会やコミュニティを移自主的、自立的に街づくざし、制度が導入された。	方公共団体 市民に身近 なとして、市」 りを行うこと	へ権 な地 民が
条例改正	条例に制定		
2022(令和4)年度~	2007(平成19)年度~		
幅広い団体に市との協働提案を認めることで、本市の公益活動促進・協働推進を 図る。	市民が自主的・自立的に る環境整備を行うとともに 個性豊かで活力に満ちた 現を目指す。	こ、暮らしや	すく、
公益的、共益的、私益的団体を問わず、 活動において公益的な事業。	各小学校区において実施 事業	もする必要が	がある
公益活動を行う団体(自治会、NPO、企業等) ※地域コミュニティ推進協議会含む 但し、地域分権制度で提案された事業は	各小学校区の地域コミュ会	ニティ推進	協議
年度内いつでも受付し、提案があれば、 ①提案に係る関係部局で審査⇒ ②協働方法(事業協力・委託など)を検討 ⇒ ③協働に予算措置が必要か検討⇒ ④必要であれば3月に議会で予算審議	①10月末までに事業提 ②11~12月にヒアリング ⇒ ③3月に議会で予算審議 ④4月に事業提案決定通	ブ及び審査	
事業の目的、内容など。ただし、現行の協 働事業提案制度より簡易なものとする。	事業の目的、内容、実施 事項を記載した提案書を		他の
事業提案書を基に関係部局で審査。 又、必要に応じて中間支援組織に聞き取 り。	事業提案書を基に市がヒ	アリング	
現行の協働事業提案制度を踏襲する。 ただし、協働の方法を多岐に渡るため、協 働の形態に応じて審査基準や審査内容を 検討。		行制度との	整合
	2019(令和元)年度実績 提案事業:205事業(内、補 地域提案実績額:85,413 助金41,481,176円)		
	自治会加入率が年々減れ 区ごとに協議会が設立さからの市に対する意見を ルや地域特性に応じた地にきめ細かく対応するツー 役割を果たしている。	れており、 [†] 直接つなく [†] 域ごとの=	也域 ツー ニーズ

第4回会議資料

議題

(1)答申(案) 骨子について

公益活動促進施策のあり方について(答申(案)骨子)

目次

第1章	経緯と現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2.	現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(1)目的
	(2)条例
	(3) 計画
	(4) 主体
	(5) 施設
	(6) 財源
	(7) ネットワーク(連携)
	(8) 評価
第2章	課題と課題解決に向けたあり方・・・・・・・・・・・・・・・8
1.	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2.	条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4.	主体(市民、団体等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	(1)市民
	(2) 団体
	(3) 市
	(4)中間支援組織
5.	施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(1)市のセンター施設
	(2) 地域ごとの施設
	(3) センター施設と地域施設の関係
6.	財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	(1) 市の財源
	(2)民間財源
7.	ネットワーク (連携)・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	(1)市役所庁内
	(2) 市と中間支援組織間

	(3)中間支援組織間
	(4) 市、中間支援組織、団体間
8.	評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(1) 市民の評価
	(2) 市の評価
第3章	⁵ 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
1.	公益活動促進の方向性について・・・・・・・・・・・・・・18
	(1) 公益活動促進と協働推進
	(2) 多様な主体による公益活動を支援
	(3)多様な協働の推進
2	. 市の今後の役割について・・・・・・・・・・・・・・・18
	(1)公益活動の促進、協働の推進施策の見直し
	(2) 庁内の推進体制
3.	中間支援組織の今後の役割について・・・・・・・・・・・・・19
	(1) 中間支援組織に望まれる機能
	(2) 公益活動促進センターの運営

(注)以下、節の見出しに付した【第1回】等は、本検討委員会の第何回委員会で主に検討したかを示す。

第1章 経緯と現状 ※事実関係を客観的に記述

1. 経緯 【第1回】

- 「2001(平成 13)年4月、池田市公益活動促進に関する条例」(以下「公益活動促進条例」という)が施行された。
- 制定の背景としては、1995年、阪神淡路大震災を契機にボランティア活動が発展し、 池田市においてもボランティア活動の促進が謳われたことによる。
- 1999(平成 11)第5次池田市総合計画「ふれあいラブ池田」、ボランティア活動の 促進を謳う。ボランティア推進室長公募。「ボランティア市民会議」立ち上げ。
- 2000 (平成 12) 市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」。それを基に条例制定へ。
- 2001(平成 13)年4月、池田市公益活動促進に関する条例施行。 同年5月、「池田市公益活動促進協議会」発足。「登録団体」(一般的な用語ではなく、 池田市独自の団体の呼称であることから、以下括弧付で示す)の受付開始。 同年7月、「池田市立公益活動促進センター」(組織名と施設名の両方の用例がある。 以下「現センター」という)関所。

2002(平成 14)年3月、市として「公益活動促進のための基本的指針」策定、「I総論」では、公益活動促進のために必要な一般的理念を確認し、「I各論」では、公益活動団体の登録や助成等個別の制度の運用に際しての基本的方針を明らかにした。

- 2004(平成 16)公益活動促進センターの指定管理開始。
- 2007(平成19)10月、市民と行政との協働の取り組みを推進するため、協働事業 提案制度創設(提案資格を登録団体に限定)。
- 2009(平成21)年度、「池田市立公益活動促進センター」現所在地に移転。 と条例に規定された施策を実施してきた。
- 市役所の組織としては、当初、総合政策部地域分権・協働課(2019 年度まで)、次いで2020年度からは市長公室コミョニティ推進課が所管しており、市政において総合的・横断的な取り組みが図られている。

2. 現状

(1)目的 【第1回】

● 公益活動促進条例に定める「目的」は、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとと もに、行政と「公益活動団体」(一般的な用語ではなく、池田市独自の団体の呼称であ ることから、以下括弧付で示す)との協働を推進し、活力ある豊かな地域づくりに寄 与すること。

(2) 条例 【第1回】

- 池田市における「公益活動」の定義は、公益活動促進条例上で規定されており、「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。
- 基本理念は、市が公益活動を支援するときは、活動の自主性、主体性を尊重し、支援の内容及び手続きは、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならないとし、市と「公益活動団体」が協働する場合は、相互に尊重し対等の関係で、協力・協調するもの。

(3) 計画 【第3回】

- 『池田市第6次総合計画』内での位置づけは、全5章からなる総合計画の中で「第4章 章みんなでつくる分権で躍進するまち」の第3節に「公益活動の促進」を規定。
- 実施計画では、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定。計画期間中の目標値として、協働事業数 11 事業、団体間連携事業数 5 事業としている。

(4) 主体

①市民 【第2回】

- 2006 年 4 月施行の「池田市みんなでつくるまちの基本条例」では、「市民」は「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」と定義している。
- 公益活動促進条例では、市民について特に定義をせず一般的に用いている。

②団体 【第1回、第2回】

- 制度開始当初、「公益活動」の定義について広く捉える解釈をしていた。「公益活動団体」の申請に基づき、幅広く「登録団体」として登録してきており、共益的活動が主でも、公益的活動を実施していれば「登録団体」として登録していた。
 - ⇒「登録基準」では、「公益活動団体」であることと、市と協働するにふさわしい団体であることを確認し、公益活動促進と協働推進の両目的を満たすことを求めているが、専ら共益的活動を主として行なう団体や、市と協働することがない団体も「登録団体」として存在。
 - ⇒また、「登録団体」になると市内の共同利用施設等の無償利用が認められるため、公 益活動や市と協働をしていない団体への優遇について疑問を呈されている。
- 上記のとおり、登録基準を満たした「公益活動団体」が申請すれば、「登録団体」となる。登録すると、「共同利用施設」(一般的な用語ではなく池田市における特定の施設

の呼称であるため、以下括弧付で示す)の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案が可能となる。

● 公益活動促進協議会では、「登録団体」に登録していない、あるいは、登録にまで至っていない団体について、独自に「届出団体」の制度を設けて運用している。

③市 【第1回】

● 市長公室コミュニティ推進課が担当課として、公益活動促進協議会と連携を取りなが ら、公益活動を促進している。登録制度や助成金申請など実施。

④中間支援組織 【第1回】

- 公益活動促進条例では、市と「公益活動団体」をつなぐ、中立で自律性の高い中間支援組織として、公益活動促進協議会の設置を位置付けている(第17条)。
- 公益活動促進協議会は、公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、 団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発などが業務として条例に規定されている(第19条)。
- 公益活動促進協議会は、「公益活動団体」の登録、助成金の交付について意見具申を行 うものとされている(第10条及び第40条)。
- 公益活動促進協議会は、市から、1)池田市立公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理、3)「公益活動団体」事務、及び4)助成金申請関係の委託を受けている。
- 公益活動促進協議会は、「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、コミュニティセンターの受付業務を委託されている。

(5) 施設

①市のセンター施設 【第1回】

- 現センター(池田市立公益活動促進センター)は、池田市立コミュニティセンター(栄本町9-1)(組織名と施設名)に併設して設置されている(施設としてのコミュニティセンター2階に入居している)。
- 現センターの指定管理者は公募により決定されているが、公益活動促進協議会が当初 から4度にわたり指定管理を更新している。
- 現センターの指定管理者は、現センターの使用の許可、及び現センターの管理に関する業務を行う。
- 2022(令和4)年度に、(仮称)池田地域交流センター(以下「新センター」という) に移転する予定。

移転により新センターの指定管理者を新たに選定する予定。

● 上記移転に伴い、現在の池田市立コミュニティセンター(施設)の供用は終了するが、 施設の今後の活用方策は未定。

②地域ごとの施設 【第1回及び第3回】

- 地域ごとの施設として、「共同利用施設」、「コミュニティセンター」「石橋会館」、(以下「共同利用施設等」という)がある。
- 「公益活動団体」のうち「登録団体」は、共同利用施設の無料使用等が可能としている。
- 「登録団体」以外でも、各担当課と協働している団体(担当課がリスト化してコミュニティ推進課に提出している)は、同様に共同利用施設等の無料使用が可能としている。

③センター施設と地域施設の関係

■ コミュニティ推進課が一括して管理しているが、相互に関連づけた事業や取組はない。

(6) 財源

①市の財源 【第1回】

- 2002年から池田市公益活動促進基金(以下「公益活動促進基金」という)が設置され、公益活動促進基金への積立ては、市民から市及び指定団体に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を一般財源から行うほか、当該年度の市への寄付金及び基金利子を積み立てる。
- 公益活動促進基金は、池田市公益活動促進事業補助金(以下「公益活動促進事業補助金」という)及び池田市公益活動助成金(以下「公益活動助成金」という)の財源となっている。
- 公益活動助成金は、「登録団体」及び「指定団体」から申請があれば、市が池田市公益 活動助成金交付要綱に定める審査基準に基づき書類審査の後、交付する。助成金の額 は、助成対象活動に要する経費の2分の1以内の額。
- 公益活動促進事業補助金は、公益活動促進協議会が実施する事業に対して交付する。
- 公益活動団体事務(「公益活動団体」の登録受付や公益活動助成金の申請受付に係る事務等)委託は、公益活動促進協議会が「登録団体」や助成金に関する意見具申を行っており、申請から決定まで一連の事務手続きを円滑に行えることを理由として、特命により公益活動促進協議会と契約。

②民間財源 【第1回】

● 公益活動促進基金のマッチングギフト方式は、市民から市及び指定団体(公益活動促進協議会、市社会福祉協議会)に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を積み立てるもの。

(7) ネットワーク(連携)

①市役所庁内 【第1回】

● 協働事業提案があった際に、関係部局が「登録団体」からの提案を法令等の整合性、 実現可能性、費用対効果等を審査することにより連携している。

②市と中間支援組織間 【第1回】

- 市は、公益活動促進協議会とは連携しながら公益活動の促進を実施。
- 市は、市社会福祉協議会など他の中間支援組織とは余り連携がない。

③中間支援組織間 【第1回】

● 余り連携が無い状況にある。

④市、中間支援組織、団体間 【第1回】

● 協働事業提案制度により、市と連携(協働)し事業を実施。2007年度の制度創設以来、提案による協働事業の採択・実施の実績は3件にとどまる。

(8) 評価

①市民の評価 【第1回】

● 2020(令和 2) 年 5 月に「登録団体」80 団体に対して実施したアンケートでは、 団体の課題として、「人材不足」(19.6%)、「会員不足」(19.6%)、「資金不足」 (23.5%)、「活動の場の不足」(17.6%)が余り差異なく選ばれた。

②市の評価 【第1回】

- 市では、上記の市民の評価の原因として、「公益活動団体」と地域との交流・マッチングの欠如により、地域からの活動の場の提供や人材・会費の確保が乏しくなったためと捉えている。
- 市では、条例制定時の公益活動の意義が、市民の価値観・ニーズが多様化していき、 行政だけでは対応できなくなる中、「公益活動団体」が市と協働して、まちづくりを行 うことであったが、現在の公益活動の意義と合致しているか検討が必要と捉えている。
- 市では、提案による協働事業実施数が制度開始から3件にとどまることから、協働推進が不十分と考えている。
- 助成金は、配分方法や審査結果の反映の仕方を考える必要がある。

第2章 課題と課題解決に向けたあり方 ※検討委員会として認識した課題とその解決

1. 目的 【第2回及び第3回】

1課題

- 市民の公益活動促進については、「公益活動団体」だけを対象とするのではなく、幅広い主体が行う公益活動を支援する必要がある。
- 2007年6月、「池田市地域分権の推進に関する条例」が施行され、地域分権制度が 発足している。地域コミュニティ推進協議会が同制度を通じて重ねてきた協働が、市 において、公益活動促進・協働推進政策の観点から積極的に認識、評価される必要が ある。
- 協働提案数を増やすには、「公益活動団体」だけでなく、多様な主体による協働が必要。

②あり方(方向性)

条例が目的とする「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させる。

ア. 多様な主体による公益活動を支援

● 「公益活動団体」中心の支援から、「公益活動団体」のみならず、地域団体、事業者、 学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく。

イ. 多様な協働の推進

- 市の協働推進に関わる施策を総合的に推進する視点と仕組みが必要。多様な主体と市 との協働を推進していく。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。
- 地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を協働推進の観点から も再定位する。

2. 条例 【第2回及び第3回】

1課題

- 公益活動促進政策のあり方の検討に沿って、「公益活動促進条例」の見直しが必要である。
- 「公益活動促進条例」の見直しに際しては、「みんなでつくるまちの基本条例」や「地域分権の推進に関する条例」との関係を検討し、整合性を図る必要がある。

②あり方(方向性)

- 「公益活動促進に関する条例」について、定義や基本理念、各主体の役割や制度(廃止する制度は条例から削除)等の各条項を改正する。
- 上記の改正に当たっては、「みんなでつくるまちの基本条例」や「地域分権の推進に関する条例」との整合性を十分に図る。

3. 計画 【第3回】

1)課題

- 現行の第6次総合計画(2011年~2022年)に次ぐ第7次総合計画(2023年~予定)の策定に向けた検討の中で、公益活動促進政策の位置付けを再検討する必要がある。
- 上記に伴い、実施計画における目標値(協働事業数 11 事業、団体間連携事業数 5 事業)等についても再検討する必要がある。

②あり方(方向性)

- 第7次総合計画(2023年~予定)が策定される際、市政における公益活動促進政策を再定位する。地域分権制度など他制度との関係性についてもよく検討する。
- 実施計画では、現在の目標値を精査し、政策目的にふさわしい目標値を再設定する。

4. 主体(市民、団体等)

(1) 市民 【第3回】

1課題

● 「みんなでつくるまちの基本条例」の市民の定義との整合性を図る必要がある。

②あり方(方向性)

● 上位の位置付けである「みんなでつくるまちの基本条例」の定義を考慮した上で、「公 益活動促進に関する条例」における「市民」の定義を定める。

(2) 団体 【第2回及び第3回】

1課題

- 制度開始から 20 年を数え、「公益活動」の定義とその解釈のあり方、市による「公益活動団体」の定義及び「登録団体」の登録制度(登録基準)の適否などを見直し、市の公益活動促進・協働推進政策の発展のために、効果の上がる制度やシステムを再構築する必要がある。
- 市民による公益活動を促進するため、公益活動を行う団体に対する支援のあり方を総合的に整備する必要がある。施設無償利用の資格付与や、効果的な助成制度も、それらの支援の一環として整理し直す必要。
- 公益活動を行う団体と市の担当各部局との協働推進のため、両者が互いに可視化され、 その関係が密になるような協働推進システムの整備が必要。
- 現行条例では、「公益活動団体」の支援が中心であるが、より多様な主体が行う公益活動や協働推進の支援が必要である。

②あり方(方向性)

● 公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」で登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする。

(3) 市 【第1回及び第3回】

1)課題

● 担当課だけでなく、庁内で総合的に多様な主体の公益活動促進や、市と多様な主体と の協働推進を行う体制と仕組みが必要である。

②あり方(方向性)

- 市は、多様な主体による協働の取り組みを推進するため、庁内の推進体制を整備する。
- 市と協働で事業を実施する団体が、共同利用施設等を利用する場合は、無料使用とする優遇措置を講じる。((仮称)協働推進団体制度の創設)

(4) 中間支援組織 【第2回、及び第4回】

1)課題

- 中間支援組織の意味や役割について市と多様な主体の理解を深めるとともに、市域にある複数の中間支援組織の存在や役割について認知度を上げる必要がある。
- 公益活動促進条例では、公益活動促進、協働推進のために公益活動促進協議会を設置 し、市域の中間支援業務を担うものとしている。
- 公益活動促進条例で特定の民間団体を中間支援業務の担い手として固定していることの得失について、改めて精査する必要がある。
- 市民の公益活動促進や市と多様な主体の協働推進を、一層図っていくうえでは、今後 必要とされる中間支援業務の質や量に応じて、市民が身近な中間支援組織を選択した り、複数の中間支援組織同士が進んで連携、協働することのできる仕組みが必要であ る。
- 公益活動促進条例では、第4章に「公益活動促進協議会」の設置について規定し、第19条で同協議会の「処理事項」として、「公益活動に関する中間支援」を含む(1)~(6)の6項目を列挙。
- 促進協議会は、(民間団体として)公益活動促進センターの指定管理者に選定され、センター施設の指定管理は指定管理料、公益活動に関する中間支援を含む「処理事項」は補助金、委託料で措置されて担ってきた。
- 公益活動促進センターの移転を控え、(1)新センター施設の管理業務、(2)条例第 19 条の 6 項目の処理事項、(3)新たに追加が検討されている中間支援業務等を、いずれ も充実発展させるために、これらの業務の担い手(組織・団体)とその所在場所、各 業務の実施方法(指定管理者制度、補助、業務委託等の活用)をどのように組み合わ せれば最も効果的かを考える必要がある。
- 新センターで予定されている中間支援業務を担い、新センターを拠点とすることになる中間支援組織については、新センターの設置目的に照らし、最もふさわしい組織が 選定されるようにする必要がある。

②あり方(方向性)

- 公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の処理事項(第19条)を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直す。
- 新センターを拠点とする中間支援組織が新たに担う必要のある中間支援業務(①地域 団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO法人設立相談支援、④行政・企業・ 大学との連携・支援等)については、追加で設定する。

ただし、これらの新業務は同組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行などを柔軟に検討する。

ア 支援範囲の拡大

- 支援の対象を「公益活動団体」中心の支援業務から、多様な主体に対する幅広い支援 に拡充する。
- 公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見るのでは なく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉 える考え方に立つ。
- 「公益活動」そのものと「公益活動を行なう団体」の両方を、分け隔てなく幅広く情報を把握していく。

イ コンサルティング機能強化

- 自治会等地域の団体の相談窓口の設置を検討する。
- NPO 法人の設立相談等を追加する。

ウ 連携強化・交流促進

- 市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努める。
- 市内の他の中間支援組織との連携を強化する。

市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した「登録団体」があり、今後も、これらの団体は、双方が支援対象とする可能性があることから、適切に連携して施策を行うことを検討する。

- 他の中間支援組織との連携強化のため、スタッフ間の情報交換の機会を増やす。
- エ 情報発信機能の強化
- コロナ禍に対応するため、リモート会議やリモート相談を積極的に活用する。

オ その他必要な業務

● その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を 追加する。

5. 施設

(1) 市のセンター施設 【第2回】

1課題

● 現在、公益活動促進条例で公益活動促進協議会の業務とされている中間支援業務は、 公益活動促進協議会に対する委託事業や補助事業として実施されている。

一方、公益活動促進協議会は、前掲のとおり、市から、1)池田市立公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理、3)公益活動団体事務、及び 4)助成金申請関係の委託を受けているほか、「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、市立コミュニティセンターの施設利用の受付業務を委託されている。

その結果、公益活動促進協議会は、実態として、市立コミュニティセンターの施設と機能の大半の管理運営を、複数の財源により担うなど、運営状況が複雑になっている。

● 公益活動促進条例で、市域における公益活動促進に係る中間支援業務を専ら公益活動 促進協議会の業務としたことから、中間支援業務に関わる意思決定や業務執行を図る うえで、同協議会がセンター施設を拠点にすることが望ましいと考えられたこともあ り、他の中間支援組織が指定管理者に応募することもなく、4 度にわたり同協議会が 現センターの指定管理者として更新を重ねている。

公の施設への指定管理者制度導入の趣旨に照らすならば、施設の指定管理者の選定に当たっては、適切な競争環境のもとに、民間の創意工夫を発揮して最も効率的・効果的に施設を管理運営することのできる事業者が選定されることが望ましい。

- 公益活動促進協議会は、これまで「公益活動団体」に向けた支援を主としてきたため、 それ以外の地域の団体への支援はほとんどされていない。
- 公益活動促進や協働推進の観点からは、今後、中間支援組織を介して、地域の自治会 や地域コミュニティ推進協議会など様々な地域の団体への支援も拡充する必要がある。 ②あり方(方向性)
- 今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、第一にその担い手となる中間 支援組織は複数存在することを再認識する。

第二に、そのうち新センターを拠点とする中間支援組織の業務については、別途、 仕様書等で明確に定める。

- 新センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択する。
- 新センターを拠点として中間支援業務を行う中間支援組織と、新センターの施設管理者 については、必ずしも同一の事業者でなければならないものではなく、両者を一致させ る場合と分離する場合のそれぞれの得失をよく検討する。

第一に、仮に両者を一致させるために、新センターの指定管理業務として、施設の定型的な管理業務のほかに、中間支援業務を加える場合は、業務の質・量から見て、中間

支援業務が主となり、施設管理は従になると見込まれる。そのため、指定管理業務の内容や仕様を明確に定めなければならない。その際、新センターの立地(市域の西端)も考慮するならば、中間支援業務の範囲や内容を包括的に過ぎるものとしないよう留意しなければならない。また、施設管理業務が、中間支援業務の機動的な業務展開の制約にならないよう考慮する。

さらに、中間支援業務の成果を毎年度評価し、その担い手として適切な事業者を得ていくためには、たんに施設管理の観点から指定管理期間を従来どおりの5年間にするのではなく、例えば3年間に短縮し、指定管理者の実績やコロナ禍の下での社会経済情勢の変化に応じた柔軟な事業者の選定を可能にする。

第二に、新センターを拠点とする中間支援組織と、新センターの施設管理者を分離することも選択肢として検討する意義がある。

公益活動促進・協働推進政策の進め方にも関わるが、公益活動促進・協働推進は、必ずしも施設管理を伴うものばかりではなく、市が今後とも、市域全体にわたり公益活動 促進を充実させていくのであれば、市域全体の公益活動促進等に係る中間支援業務の範囲や内容は、社会経済情勢の変化や市政と市民の公益活動や協働についての要請に応じて機動的にその内容や方法を変化させていかなければならない。

公の施設の設置と管理に関する事項は、議会において条例で定めればよく、指定管理者制度はその選択肢の1つとして位置付けられているが、必ずしも他に選択の余地のない絶対的なものではない。例えば、国・地方を通じて行われている包括的民間委託制度など他の制度についても、目的をより良く達成する方法の選択肢として、比較検討の余地がある。

(2) 地域ごとの施設 【第3回】

1)課題

- ・ 協働を推進する団体に対する優遇措置の1つである共同利用施設等の無料使用について、対象資格、認定基準など、認定手続の明確化、可視化が必要。
- 各担当課バラバラの基準の中で無料使用を認めているのを、統一・総合的に考える必要がある。

②あり方(方向性)

● 協働をしている団体((仮称)協働推進団体)に無料使用を認めることとし、協働の要件は、公益活動促進条例の改正内容に盛り込み、パブリックコメントなどにより市民の意見も聴いたうえで、市(所管課:コミュニティ推進課)が定めるものとする。

(3) センター施設と地域施設の関係

①課題

● 従来、現センターと共同利用施設等地域の施設の施設間のネットワークや施策面での

関係づけはなされていない。

②あり方(方向性)

● 池田市の公共施設マネジメントの方針を定める「公共施設総合管理計画」(2016年3月)でも、「持続可能な行政運営」、「市民交流の活性化」、「絶え間ない変化への対応」の3つの目的がうたわれている。

市の公共施設マネジメントに係る今後の方針にもよるが、新センターの立地(市域の西端)を考えると、新センターには、その中間支援業務を行うに当たり、市民に身近な市内共同利用施設等地域の施設とのネットワーク化を図り、業務について相乗効果を図ることにより、市民交流の活性化を牽引するセンター機能の発揮が期待される。

6. 財源

(1) 市の財源 【第2回、及び第4回で検討】

1)課題

- 公益活動促進・協働推進のさらなる充実の観点から、助成金の配分方法や審査方法、 審査結果の反映の仕方を再検討する必要がある。
- 助成金の対象団体が「登録団体」のみで狭い。登録団体制度の見直しとともに対象団体についても再検討する必要がある。
- 補助金や事務委託などの中間支援業務について、市の担当課と中間支援組織、公益活動を行う団体のそれぞれにとって、合理的で負担の軽減となる形態や方法に改善する必要がある。

②あり方(方向性)

- 助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に拡 大する。
- 審査を書面審査だけでなく、公開プレゼンテーション方式にし、そこでの審査結果を より大きく反映させる。
- 補助金や事務委託で実施している事業を新センターの事業に組み込む。

7. ネットワーク(連携)

(1) 市役所庁内 【第1回及び第3回】

1)課題

● 公益活動促進及び協働推進について庁内横断的な体制がない。

②あり方(方向性)

- 公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組織 との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめる こととする。
- 協働推進については、然るべき職階から協働推進員を任命して各部に置き、各担当課

の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくる。

● 協働の要件については、コミュニティ推進課が総合的に規定する。

(2) 市と中間支援組織間 【第1回】

1課題

● 市は、公益活動促進協議会以外の中間支援組織との関係性が希薄である。

②あり方(方向性)

● 市は、今後、多様な中間支援組織と情報共有や意見交換の機会を設け、積極的に連携、 協働する。

(3) 中間支援組織間 【第2回】

1)課題

● 公益活動促進協議会や社会福祉協議会などの中間支援組織間の連携が希薄である。

②あり方(方向性)

● 中間支援組織間の連携を強化することで、活動する人材が不足している団体とボランティアを希望する市民とのマッチングなどで、分野の幅を広げるとともにマッチングの成果を挙げる。

(4) 市、中間支援組織、団体間 【第3回】

①課題

- 公益活動促進条例上で協働事業提案制度が規定されているが、市、中間支援組織、団体間の連携が不十分で、需要を掘り起こしたり受け止めたりすることが不十分である。 (協働事業提案数:3件)
- 現行の協働事業提案制度は、市が「登録団体」からの申し出を待つ形であり、法令等の整合性、実現可能性、費用対効果、公正及び公平性の4つの要件で審査し、協働する必要があると認めた際、協働事業として予算上の措置を講じるという仕組みであり、ハードルが高い。
- 協働事業提案制度の改良(同制度の位置付け、申請資格、認定要件、評価等の仕組みの整理)が必要である。
- 地域との協働については、地域コミュニティ推進協議会との協働と、その他の団体と の協働を総合的に捉え、ともに振興する視点が必要。

②あり方(方向性)

- 協働事業提案制度を、市が、多様な主体に対し、協働により行うことができる事業を 示し協働団体を募る、一方で多様な主体から出される意見や提案を受け入れる、双方 向からの制度に見直す。
- 協働提案事業を認める際の仕組みや要件を、より簡易なものとする。

- 地域との協働について、地域コミュニティ推進協議会をはじめ様々な地域団体等と、 市域全体、複数の校区、単一の校区などの各レベルにおいて、どのような分野や事業 手法により推進していくのがよいか、総合的に協働推進施策を整理する。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図ることができるようにする。

8. 評価 【第4回で検討】

(1) 市民の評価

1)課題

- 今回の検討に先立ち、市では、2020(令和2)年5月に「登録団体」80団体に対してアンケートを実施し、同調査結果は委員会でも報告され、審議の参考とした。
- 今後とも、公益活動促進施策の成果と今後の方向性についての評価や意見については、 機会をとらえて適時に市民に問うことが必要であり、当面、条例改正の提案に際し、 パブリックコメント等を活用した市民意見の聴取に努める必要がある。
- 公益活動促進に係る新たな施策の実施にあたっては、その実施の過程で、市民による 施策評価の機会を設けるなど、条例に定める公益活動、協働の主体である市民のニー ズ等を適切に反映した施策展開が求められる。

②あり方(方向性)

lacktrian

(2) 市の評価

1課題

- 池田市の行政評価は、評価対象の単位によって、事務事業ごとに評価する「事務事業 評価」、複数又は単独の事務事業で構成される「施策評価」、基本構想の施策大綱など 施策分野別に評価する「政策評価」などに分類されている。新規事業(事前評価)に ついては、各部局から提出された新規・拡充事業シートおよび投資的事業シートを企 画部門等において事前に審査したうえで、検討結果を次年度の予算要求に反映することとされている。
- このうち、事務事業評価は、近年、池田市総合計画(第6次)第3期実施計画に基づいて整理されているが、2020(令和2)年度の事務事業評価においても、「公益活動促進」に係る2019年度に実施した事業を対象として、評価結果が公開されている。それによれば、第3期実施計画の「目標達成に向けた課題」として、
 - ①「公益活動支援事業」(公益活動促進センターの運営及び公益活動促進基金を原資とした助成金の交付)については、「協働事業提案制度の周知不足」が、また、②「公益活動促進事業」(「公益活動団体」及び市民に対する事業支援)については、「公益活動促進協議会との連携不足」が課題として挙げられている。そのうえで、①・②共に「池田市公益活動促進検討委員会からの意見を踏まえ、今後の方向性を決定する。」とされ

ている。市として、今後の公益活動促進施策の「事業」の区分や名称についても、本 答申の趣旨を踏まえ、適切に評価を行えるように必要な改訂を行うことが求められる。 ②あり方(方向性)

第3章 総括 ※あり方の総括→第1章・第2章の要点を抽出。

1. 公益活動促進の方向性について

- (1) 公益活動促進と協働推進
 - 条例が目的とする「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させる。

(2) 多様な主体による公益活動を支援

● 「公益活動団体」中心の支援から、「公益活動団体」のみならず、地域団体、事業者、 学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく。

(3) 多様な協働の推進

- 多様な主体と市との協働を推進していく。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。
- 地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を協働推進の観点から も再定位する。

2. 市の今後の役割について

(1) 公益活動の促進、協働の推進施策の見直し

ア 公益活動団体登録制度の廃止

● 公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」で登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする。

イ 公益活動助成金の見直し

- 助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に 拡大する。
- 審査を書面審査だけでなく、公開プレゼンテーション方式にし、そこでの審査結果 をより大きく反映させる。

ウ 協働事業提案制度の見直し

- 協働事業提案制度を、市が、多様な主体に対し、協働により行うことができる事業を示し協働団体を募る、一方で多様な主体から出される意見や提案を受け入れる、 双方向からの制度に見直す。
- 協働提案事業を認める際の仕組みや要件を、より簡易なものとする。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。

(2) 庁内の推進体制

● 公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組

織との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめることとする。

- 協働推進については、然るべき職階から協働推進員を任命して各部に置き、各担当 課の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくる。
- 市と協働で事業を実施する団体が、共同利用施設等を利用する場合は、無料使用とする優遇措置を講じる。((仮称)協働推進団体制度の創設)

3. 中間支援組織の今後の役割について

(1) 中間支援組織に望まれる機能

- 公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の業務(第19条)を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直す。
- 新センターを拠点とする中間支援組織が新たに担う必要のある中間支援業務については、追加で設定する。これらの新業務は同組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行なども柔軟に検討するものとする。

ア 支援範囲の拡大

- 支援の対象を「公益活動団体」中心の支援業務から、多様な主体に対する幅広い支援に拡充する。
- 公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見るのではなく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉える考え方に立つ。
- 「公益活動」そのものと「公益活動を行なう団体」の両方を、分け隔てなく幅広く 情報を把握していく。

イ コンサルティング機能強化

- 自治会等地域の団体の相談窓口の設置を検討する。
- NPO 法人の設立相談等を追加する。

ウ 連携強化・交流促進

- ・市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努める。
- 市内の他の中間支援組織との連携を強化する。
 - 市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した 登録団体があり、今後も、これらの団体は、双方が支援対象とする可能性があるこ とから、適切に連携して施策を行うことを検討する。
- 他の中間支援組織との連携強化のため、スタッフ間の情報交換の機会を増やす。

エ 情報発信機能の強化

■ コロナ禍に対応するため、リモート会議やリモート相談を積極的に活用する。

オ その他必要な業務

● その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を追加する。

(2) 公益活動促進センターの運営

ア 中間支援組織と指定管理者

● 今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、第一にその担い手となる中間支援組織は複数存在することを再認識する。

第二に、そのうち新センターを拠点とする中間支援組織の業務については、別途、 仕様書等で明確に定める。

● 新センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択する。

以上

公益活動促進施策のあり方について(答申(案)骨子) 図解 現状

答申目次 区分	政策の 構成要素			課題
(1)目的	①契機 (動機、機 運)		(2)行政と公益活動団体 との協働推進	
			· 相互尊重、対等 · 協力、協調	
(2)条例	③法的担保 (条例)	池田市公益活動促	進に関する条例	➤目的規定にうたう(1)公益活動促進と(2)協働推進 の双方を重視しているにもかかわらず、(2)が希薄。
(3)計画	②計画	第6次総合計画→第4章みんなで 第3節公益活 実施計画で、主要事業の内容、3	動の促進	
(4)主体 ④活動組織		公益活動団体 ◆4 ***********************************	-2 登録制度	➤ 登録基準のうち「公益活動要件」が緩く、共益的団体の登録を許容してきた。
		管理連宮委員会 【業務 ・現セ 理(指		➤条例で、市の公益活動促進業務を代行する中間支援業務が、促進協議会の業務として専担的に規定されているために、センターについて指定管理者制度を導入してはいるものの、競争原理を通じて、そのつど、より良い施設管理サービスや公益活動促進のための中間支援サービスの提供者を確保するという趣旨がまっとうできていない。
	⑤人材	市・公益活動団体・市民・事業者・	市・公益活動団体・中間 支援組織(促進協)	
(5)施設	⑥施設・設備	無償 使用 コミュニティセンター ◆4-5 公益記 共同利用施設等	5動促進センター	➤公益活動団体が「登録団体」に登録するメリットである、①共同利用施設及びコミュニティセンターの無償利用、②助成金の申請資格獲得、③協働事業提案権のうち、②が定額配分化し、③の実績がほとんど無い現状では、①のための登録に過ぎない状態となっている。
(6)財源	⑦財源	◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ◆4-7 補助金 ◆4-8 助成金 意見具申	◆4-3 協働事業提案制 審査の上、予算措置 一方向の協働提案 協。* 働 事業 提 提	
(7)ネット ワーク (連携)	⑧ネットワーク (中間支援)	◆4-4 公益活動促進協議会 -市と公益活動団体をつなぐ中間支援組織 [業務] ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係有情報提供、調査研究 及び需給調整 ⑤公益活動を行なう者の顕彰 ⑥その他公益活動の促進に必要な事 - 登録、助成金交付について市長に意見 具申 ・ ◆4-9 公益活動団体周出事務委託 - コミセン受付業務	【業務】 ①協働施策への助言 ④公益活動に係る情報提 供、調査研究及び需給調整(再掲) ⑥その他公益活動の促進 に必要な事項(再掲)	➤公益活動の中間支援は、市はもとより、民間の主体として、市社会福祉協議会、商工会議所、地域コミュニティ推進協議会など、様々な分野のニーズに応じて複数の組織や団体が担っているその中で、市が必要とする、分野を特定しない中間支援業務を代行する組織として、条例で公益活動促進協議会を位置付けているが、条例上規定された業務リストが包括的に過ぎ、促進協議会のみでは十分に達成できていない。質量両面に課題。 ➤(1)自主的、主体的活動の促進については、支援対象が公益活動団体中心で、一部を除き地域団体の支援が未開拓のままである。 ➤(2)協働推進については、市と公益活動団体のつながりと協働ができていない。公益活動団体と地域団体の協働推進も未着手である。
(8)評価	⑨政策評価シ ステム	・公益活動団体は、市に事業報告書を提出		➤市が公益活動団体の事業評価を行なっているが、市の促進政策や協働政策について、直接的な評価を行なう必要がある。

資料 2

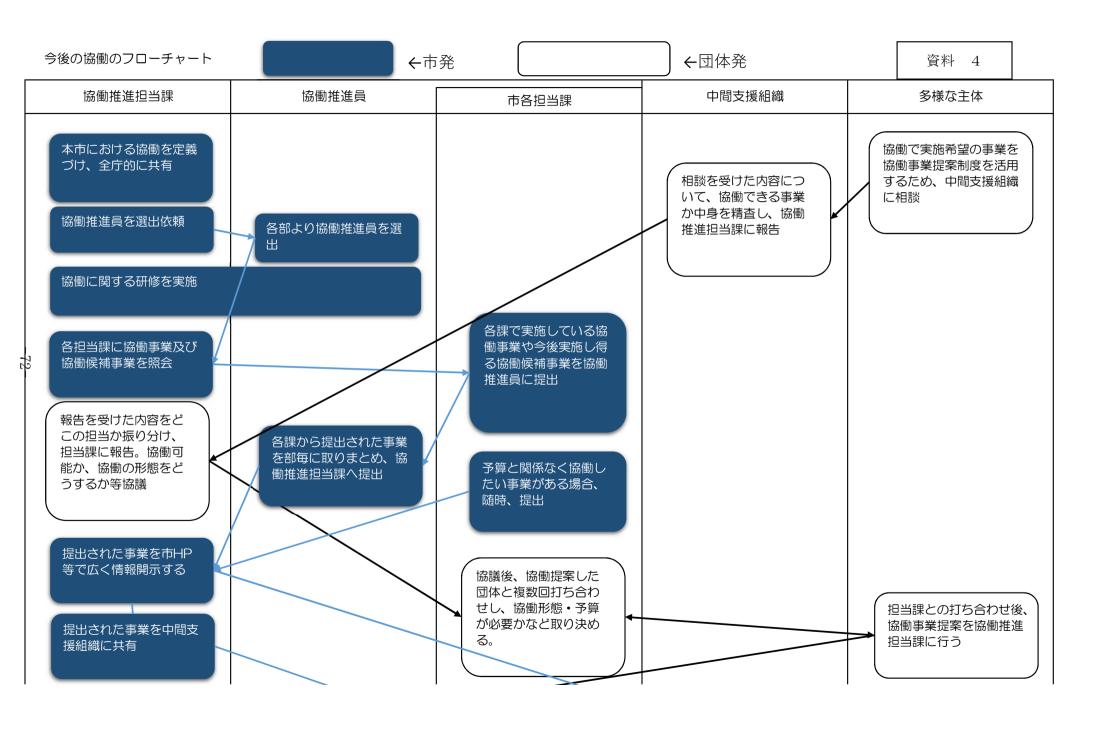
		ポイント	
(1) 自主的、主体的な公益活動 (2) 行政と <mark>多様な主体</mark> との協働 放促進 推進		>公益活動団体だけでなく、多様な主体の公益活動・協働を推進する。	
支援の内容、手続きは、 3平かつ公正、透明性	·相互尊重、対等 ·協力、協調		
	促進に関する条例	➤条例は何を法的に担保しようとしているのか、根本的に検討。	
新規 (仮称)池田地域交	流センター設置条例		
第7次総合	計画	▶市としての公益活動促進や協働推進についての行政計画を策定する必要。▶他制度と整合性を図りながら規定。	
実施計画で、主要事業の内容、	実施期間、進捗目標等を規定		
公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)	協働推進団体	➤ 登録制度の要否を見直し。 何らかの登録制度を残す場合は、登録団体の特典しついて合理性、説得性のある基準に変更する必要。 例:協働要件とのリンク。	
【業務】・新センターの	を流センター 指定管理者 東用の許可及び管理、センター 援業務)を受託 業を実施	➤新センターの指定管理者と市の公益活動促進業を代行する中間支援組織が別の団体になる可能性想定した制度設計が必要。例:分離した場合も、センター内に中間支援組織の拠点スペースを準備。	
市・多様な主体・中間支援組	織(促進協含む多様な組織)	➤公益活動や協働の主体となる市民や事業者、市の役割や責着 ついて明確に。	
無償 使用 ◆(仮称)池田地域 共同利用施設等	〕、 :交流センター	→新センターのコンセプトの明確化。 現行条例のとおり、(1)公益活動促進と(2)協働推進の同 方を目指すのであれば、仮称や目的規定にも両方を明示 る必要。 たんに「地域交流」に留まらず、「公益促進」、「協働推進」 を、意味も含めて整理のうえ打ち出す必要。	
◆4-6 公益活動促進基 金	◆4-3 協働事業提案制 協議の上、必要な事業に予算措置	>公益活動促進、協働推進に係る施策や事業の財源調経路を多元化している点は、さらに伸ばせないか。>協働事業提案制度の抜本的な見直し。どうすれば提案	
◆4-8 助成金 公開プレゼンテー ション方式	双方向の協働提案 市	増え、実効性も上がるか 学(1)公益活動促進に資する補助金と助成金の規模や3 付方法をもっと研究し、有効性を高める必要。	
◆中間支援組織 = 新センター指定管理		➤センターの指定管理者の事業として、中間支援業を追加。	
公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間 接組織として業務内容を精査、集約 【業務】> 文言を精査して見直し、現条 例の促進協議会の業務からは削除し、 新センター股置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動の保進のための人材の育成及び普及啓答 《公益活動に係る情報提供、調査研究 及び需給調整	- 協働事業を推進するため中間支援組織として支援や働きかけ 【業務] > 同左 ②協働施策への助言 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整(再掲) ⑥その他公益活動の促進に必要 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (工)情報発信機能の強化	 →中間支援組織の募集は、指定管理者と分離して行ことも選択肢。中間支援と指定管理の期間は必ずし一致しない。 →一括して公募する場合は、施設の管理が中間支援組織の活動に支障がきたさないよう配慮した中で検討。 	
((工)1月報光1合成形の効果に		

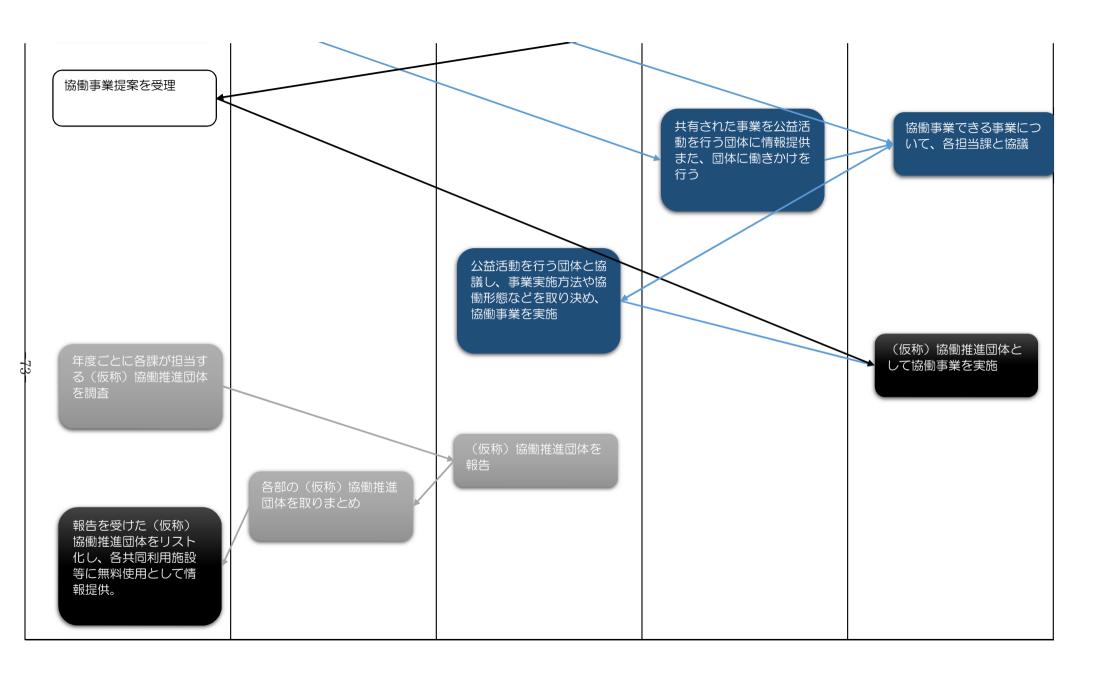
池田市公益活動促進に関する条例 比較表

	【現行】池田市公益活動促進に関する条例	かての地上 (辛美)
	【現付】 池田中公価治動促進に関する条例	改正の視点(意義)
目的第1条	自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と <u>公</u> 益活動団体との協働を推進する。	「公益活動団体」より広い範囲の「多様な主体」との協働を推 進する。
定義 第2条	 「公益活動」及び「公益活動団体」について定義。 「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。 	・「多様な主体」が行う公益活動を対象とする。 ・全庁的に総合的な協働推進を実施するため、協働を定義する。 ・また、各種中間支援組織との連携を強化するため、中間支援 組織を定義する。
基本理念 第3条	・市の支援は公益活動の自主性、主体性を尊重するとともに、公平かつ公正で透明性の高いもの。・市と公益活動団体が、公益活動を協働して行うに当たっては、相互に尊重し、対等に協力し、協調する。	幅広い団体の協働を推進するため、市と多様な主体の協働の理 念について規定する。
市の役割 第4条	・市は、基本理念に基づいて、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるもの。・市は、国、大阪府、池田市社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携して公益活動を促進するものとする。	池田市社会福祉協議会だけでなく、市内にある多様な中間支援 組織との連携を強化する。
公益活動を行う ものの役割 第5条	社会的責任を自覚し、広く市民に理解されるよう努める。市と協働する公益活動団体は、市民の福祉の向上に努める。	
市民の役割 第6条	公益活動に対して理解を深めるとともに、必要に応じて協力 するよう努める。	・公益活動を「多様な主体」が行うものとするため、各主体の 役割を総合的に規定する。 ・また、協働においても「多様な主体」が実施するため、協働 においての役割についても規定する。
事業者の役割 第7条	自ら公益活動を行うとともに、公益活動に協力し、支援する よう努める。	
登録制度 第10~14条	登録制度に関して規定。 申請内容や登録事項の変更及び抹消、又登録団体の情報公開 について規定。	・市の基準により登録された一部の団体を重点的に支援するのではなく、幅広い団体を支援する。 ・また、目的にある協働の推進が図れていないため、登録制度を廃止する。
協働事業提案制度 第15・16条	登録団体は、市が現に実施している事業(今後実施し得る事業を含む。)のうち、市と協働することのできる事業について、市長に提案することができること。又その提案に係る市の措置として審査や予算措置を規定。	・協働事業提案を、より幅広い団体が簡易に提案できるようにする。 ・加えて、市からも協働可能な事業を提案し、市との協働を促進する。 ・また、協働した団体について、共同利用施設等の無料使用を認めることで、協働団体の増加を図る。
池田市公益活動 促進協議会 第17~20条	池田市公益活動促進協議会の組織や業務、運営について規 定。業務は、中間支援業務として6項目が記載されている。	・公益活動促進協議会の設置規定について見直す。 ・また、中間支援業務の規定を(仮称)池田地域交流センター の事業とするため規定を削除する。
池田市立公益活 動促進センター 第21~33条	センターの設置規定。 又、指定管理や使用者の範囲も規定されている。 第33条の「他の公共施設の使用への配慮」が登録団体の共 同利用施設等の無料使用の根拠となっている。	・当センターは、新設される(仮称)池田地域交流センターの 一部分となるため、規定を削除する。 ・第33条については、協働した団体の共同利用施設無料使用 の根拠とする。
助成第40条	市は、基金及び基金の運用から生する収益を財源として、 登録団体の公益活動 に対して、助成をすることができる。	基準が狭い登録団体ではなく、より広範な「多様な主体」を対象とすることで、多様な主体により行われる公益活動を支援し、促進を図る。
池田市立コミュ ニティセンター 条例 全17条	・池田市立コミュニティセンターの性格、設置及び管理について、規定。 ・第2条の(性格)では、下記のとおり規定される。コミユニティセンターは、市民がうるおいのある社会づくりを進めるための施設として、次のような性格を持つものとする。 (1) 市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会を形成するために役立てられる。 (2) 市民各層及び各種団体の交流並びに教養と文化の向上、福祉の増進に役立てられる。 (3) 施設の管理運営は、市民参加方式により行われる。・又、使用料ついても規定。	・(仮称)池田地域交流センターは、池田会館とコミュニティセンターが合併し、そこに公益活動促進センター部分が追加される複合施設であるため、両方の条例が合わさった形の設置条例となる。 ・公益活動促進及び協働の推進という性格だけでなく、池田市立コミュニティセンター条例に規定される性格も一部合わさることとなる。 ・又、(仮称)池田地域交流センターは、使用料が発生するため、使用料についても規定する。

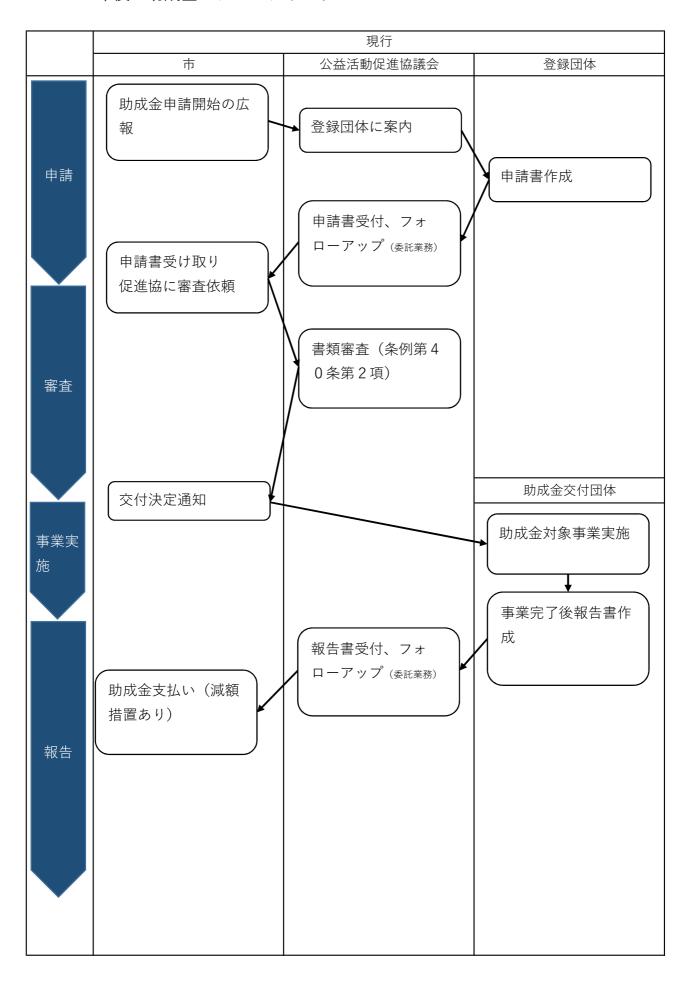
資料 3

		資料	3	
	【新】池田市公益活動促進に関する条例			4
目的	自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と 多様 る。と変更する。	様な主体 との協働	動を推進す	
定義	・公益活動の定義を「市民が行い、又は市民のために行われる う」 に変更する。 ・「公益活動団体」の定義を削除し、「 多様な主体」「協働」 義を追加する。 ・多様な主体の定義は、地域団体・NPO・事業者・学校等の[_及び 「中間支	爰組織」 の別	ŧ
基本理念	「公益活動団体」を 「多様な主体」 に変更する。			
市の役割	「池田市社会福祉協議会」を 「中間支援組織」 に変更する。			
多様な主体の役 割	公益活動及び協働を実施する「多様な主体」の役割を総合的に	□規定する。		
	規定を削除。			
協働事業の推進	・登録団体ではなく、「多様な主体」が提案できるよう規定。 ・提案書の審査をより簡易なハードルの低いものに変更する他 除する。 ・市からの協働可能事業を提案する旨規定し、双方向から協働 る。 ・協働実施団体は、公共施設の使用への配慮を行う旨の規定を	動事業を提案でき		
	規定を削除。 業務の6項目を新設される(仮称)池田地域交流センター設置	量条例の事業に含	きめる。	
	規定を削除。 当センターの規定は、(仮称)池田地域交流センター設置条例 又、第33条は、協働事業提案制度の項目に追加される。	別に統合される。		
助成	「登録団体の公益活動」を <u>「多様な主体の公益活動」</u> と変更す	する。		
<u>(仮称)池田地</u> 域交流センター 設置条例	・池田市公益活動促進に関する条例「第5章 池田市立公益活び池田市立コミュニティセンター条例の規定が、(仮称)池田に含まれる。 ・又、(仮称)池田地域交流センターの事業として、センターでなく、池田市公益活動促進協議会の業務6項目を追加する。	日地域交流センタ	ター設置条例	刖





今後の助成金のフローチャート



資料 5

